

令和元年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について	1
2 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例案について	3

《所管事項説明》

1 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答について	4
2 みえ県民力ビジョン第三次行動計画（仮称）中間案について	別冊
3 「三重県青少年健全育成条例」の改正について	6
4 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について	7
5 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について	11
6 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について	14
7 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の策定について	17
8 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」の策定について	21
9 「三重県社会的養育推進計画」の策定について	24
10 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について	28
11 「子どもを虐待から守る条例」の改正について	31
12 無料低額宿泊所の基準を定める条例の制定について	44
13 「三重県地域福祉支援計画」の策定について	47
14 「三重県再犯防止推進計画」の策定について	56
15 「県有施設のUD整備指針」（仮称）の策定に係る取組について	61
16 指定管理者制度にかかる報告について	65
17 各種審議会等の審議状況の報告について	78

《別冊》

- （別冊1）みえ県民力ビジョン第三次行動計画（仮称）〔中間案〕（子ども・福祉部関係分）
- （別冊2）「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書
- （別冊3）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成30年度）

令和元年10月10日
子ども・福祉部

1 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民生委員は市町におかれ、その定数については、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参照し、市町の意見を聴いたうえで、各市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

現在の民生委員の任期は、令和元年 11 月 30 日までとなっており、12 月に民生委員の一斉改選が行われますが、今回の一斉改選に当たって、昨年度、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加等の地域事情を理由として、定数増加の要望があったため、当条例を改正しようとするものです。

2 改正内容

数に増減のある市町の民生委員定数について、改正します。

市町ごとの民生委員定数改正案は、別紙のとおりです。

3 施行期日

令和元年 12 月 1 日

【別紙】市町ごとの民生委員定数改正案

市町名	現定数		新定数（案）		増減数	
	任期(H28.12.1～R元.11.30)	うち主任 児童委員	任期(R元.12.1～R4.11.30)	うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	612	46	617	46	5	-
四日市市	602	55	609	55	7	-
伊勢市	305	28	308	28	3	-
松阪市	387	27	388	27	1	-
桑名市	254	24	257	24	3	-
鈴鹿市	370	35	375	35	5	-
名張市	186	16	189	16	3	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	98	9	102	11	4	2
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	101	8	104	8	3	-
志摩市	140	11	141	11	1	-
伊賀市	309	32	309	32	-	-
木曽岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	17	2	20	2	3	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	40	2	41	2	1	-
明和町	51	3	51	3	-	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	60	4	-	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	32	2	-	-
紀宝町	41	3	41	3	-	-
県 計	4,197	343	4,236	345	39	2

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

2 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

心身障害者扶養共済制度は、障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。「三重県心身障害者扶養共済条例」（以下「本条例」という。）では、加入者（保護者）は、その障がい者が年金を自分で受領・管理することが困難な場合、障がい者の代わりに受領・管理する者を「年金管理者」として任意で指定することができます。現在、その欠格要件として「成年被後見人又は被保佐人」および「破産者であつて復権を得ないもの」と規定されているところです。

令和元年6月7日、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を個別に判断する規定へ適正化するための「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が成立しました。このことにより、各地方公共団体の条例等についても、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置について見直す必要が生じたため、本条例においても見直しを行います。

2 改正内容

本条例は、「心身障害者扶養共済制度条例準則」（以下「準則」という。）に基づいて制定しています。今般、準則も一括整備法の成立をふまえて一部改正が行われました。

本条例の改正にあたっては、準則を参考にしながら一括整備法の趣旨をふまえ、「成年被後見人又は被保佐人」に代わる欠格要件を「年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが困難な常況にある者」と規定します。

併せて、その他必要な文言の整理を行います。

3 施行期日

令和元年12月14日

【所管事項説明】

1 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
132	支え合いの福祉 社会づくり	子ども・福祉部	策定中の地域福祉支援計画における県の基本的な考え方については、地域の実情を十分に反映されたい。	県地域福祉支援計画は、地域における高齢者、障がい者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組む事項を定める、いわゆる「上位計画」として位置付けられ、また、市町の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項等を盛り込む必要があることから、策定にあたっては、市町等と十分に意見交換等を行ったうえで、基本的な考え方を整理していきます。
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	子ども・福祉部	次期行動計画における当該施策の指標選定について、子育て支援や家庭・幼児教育の充実に向けたさまざまな取組の目的や成果が、県民にとって、よりわかりやすいものとなるよう検討されたい。	指標の選定においては、県民の関心度、期待度共に大きなウェイトを占める「保育所等の待機児童の解消」を主指標とすることを検討しています。なお、量だけでなく保育の質の向上にも取り組むため、副指標として「保育士等キャリアアップ研修の修了者数」を検討しています。 また、当該施策に含まれる基本事業の組み換えや施策名の変更について、課題に適切に対応できるよう検討しています。
			子どもの貧困対策計画の策定に向けて、実態調査を行う際には、既計画の指標以外にも調査すべき事象がないか十分に検討されたい。	策定にあたっては、貧困家庭等の実態把握に向け、一人親や生活困窮等の家庭や支援に取り組む関係団体等、多方面からさまざまな方の意見を集めています。
			県が子どもの貧困対策計画を策定することにより、計画策定が努力義務である市町においても、策定に向けた機運が醸成されるよう取り組まれたい。	7月に開催した「三重県子どもの貧困対策推進会議」において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や市町計画策定の留意事項等について説明、意見交換を行いました。 今後も県計画の策定状況や「国の子供の貧困対策に関する大綱の改定」について情報共有を行うなどの取組を通じて、市町に対して策定に向けた支援を行います。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	子ども・福祉部	児童相談所の職員について、専門性や経験が求められる職場であることから、専門性の高い職員等を継続的に確保するよう取り組まれたい。	増加する相談等への対応を適切に行うため、専門性を有した職員の計画的な採用や過去に経験のある職員の確保等により、体制強化に努めていきます。
			児童虐待への対応において、要保護児童にとっては、児童養護施設等が担うべき役割が非常に大きい。三重県社会的養育推進計画の策定については、児童養護施設の実態等を十分にふまえた県独自のものとなるよう検討されたい。	策定中の計画は、児童養護施設等の多機能化や要保護児童の自立支援等、社会的養護の推進に向けたさまざまな取組にて構成することとなるため、児童養護施設等関係者の意見をふまえて検討していきます。

【所管事項説明】

3 「三重県青少年健全育成条例」の改正について

1 条例改正の経緯

青少年が、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、SNSや電子メール等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が全国で増加傾向にあり、三重県でも被害が発生しており、対策が必要となっています。

こういった犯行は、青少年の性に対する判断能力が未熟であることに乘じて行われる極めて悪質なものである上、画像がインターネット上に流出する危険性が高く、一度流出した画像については回収が不可能となり、将来にわたって青少年を苦しめる要因となることから、三重県青少年健全育成条例を改正し、被害の防止を図ります。

2 改正内容

現行の条例に以下の内容の条文を加えることとします。

- ①何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。
- ②上記①の児童ポルノ等の提供を求める行為のうち、次に掲げる行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
 - ・拒まれたにも関わらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
 - ・欺き、威迫し、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
 - ・対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

3 三重県青少年健全育成審議会における審議

今年7月12日に開催した審議会において、上記改正内容について了承されました。

4 今後の予定

- 令和元年 10月 パブリックコメント実施
- 令和2年 2月 議案提出
- 3月 常任委員会（議案審議）
公布
- 10月 施行（予定）

5 条例改正後の県の取組

条例改正の周知啓発活動として、インターネットの適正利用等の講座、青少年および保護者への啓発活動、県内小中学校・高校等の生徒や保護者へのリーフレット配布等を行い、被害の防止につなげます。

【所管事項説明】

4 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について

1 計画改定の経緯

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「子どもスマイルプラン」という。)は県の少子化対策全般に関する中期的な計画であり、また、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画でもあります。

平成26(2014)年度に策定した現行計画が令和元年度をもって終期を迎えることから、今年度改定を行います。なお、改定にあたっては、今年度に策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」「三重県社会的養育推進計画」との整合を図りながら進めます。

2 次期計画の期間

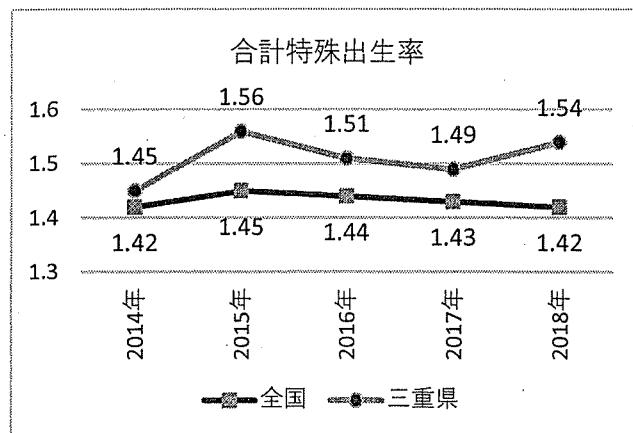
令和2年度から令和6年度までの5年間

3 これまでの取組にかかる総括

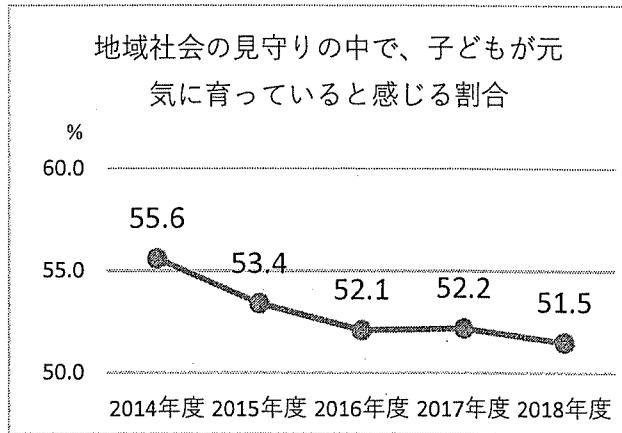
現行の子どもスマイルプラン(参考資料1)に基づき、これまでライフステージごとに取組を進めてきました。

計画で定めている2つの総合目標に対する実績を見ると、「合計特殊出生率」については、目標とする希望出生率1.8台とはまだ乖離がありますが、平成30(2018)年には3年ぶりに増加し、出生数の減少幅も前年より大幅に抑えることができました。一方、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、計画策定期から減少している状況です。平成30(2018)年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査結果を分析すると、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加しているものの、「子どもの育ちを見守り、応援したいと思う割合」が減少傾向です。これまで子どもとふれあう機会の少なかった人も含め、地域全体で子どもを育てるという気運の醸成が必要です。

また、14の重点的な取組については、目標値を達成した項目が6項目、85%以上の達成率だった項目が5項目になるなど、一定の成果を上げてきました。



資料：厚生労働省「人口動態調査」



資料：三重県「みえ県民意識調査」

4 計画見直しの考え方

(1) 社会情勢の変化

子どもや結婚、子育てに関する主な現状は以下のとおりです。

○未婚率の上昇

- ・結婚観の変化
- ・結婚していない理由「出会いがない」が上位

○就職氷河期世代の問題

- ・望まない雇用形態での就労や就職困難
- ・経済的な問題に起因する未婚、引きこもり等の問題

○子どもの貧困の不可視状態

- ・困難な状況にあるにも関わらず、自らSOSを発することのできない家庭等

○児童虐待相談対応件数の増加

- ・子育てにおける親の負担感・不安
- ・家庭内の問題として虐待の実態が表面化せず必要な支援を受けられない子ども

○家族の多様化（核家族、ひとり親家庭の増加）

- ・相談相手がない親が一人で不安を抱えているなどの問題

○地域コミュニティの衰退

- ・コミュニティのつながり、顔の見える関係の希薄化

(2) 見直しの視点

少子高齢化による人口減少や共働き世帯の増加、県民の価値観の多様化などさまざまな要因によって、「つながり」の希薄化や貧困の問題の不可視化等が生じています。これらが、「孤立」「孤独」を生み出し、結婚や子どもを持つことに対する希望が持ちにくい状況の一因になっていることが考えられます。

孤立を防ぎ、不安を解消していくためには、支え手を増やし、一人で抱え込むことがない環境をつくることが重要です。従来型の家族・地域の支援に加え、より多くの関わる人を巻き込んでいく必要があり、人ととの結びつきである「縁」の力が求められています。

課題解決のためにはさまざまな主体との「協創」が必要ですが、より協創を進めるために、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」「孤独」にさせない）という視点を入れて、現行計画の取組を見直します。

5 次期計画の概要

現行計画で掲げた理念等を基本としながら、上記3のこれまでの取組にかかる総括や上記4の計画見直しの考え方、今年度策定する各関連計画の検討状況等もふまえて、改定作業を進めていきます。具体的には、以下の通りです。

(1) めざすべき社会像

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」

(2) 総合目標

①県の合計特殊出生率（平成 30（2018）年 1.54）を、2020 年代半ばに、1.8 台（※1）に引き上げる。

<※1：県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準「希望出生率」>

②「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（平成 30（2018）年度 51.5%）を、令和 6（2024）年度に 63.5%（※2）まで引き上げる。

<※2：1 年あたり 2 ポイントを上昇させた場合に到達する水準>

(3) ライフステージごとの取組

「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージに「働き方」を含めて、少子化対策や子どもが元気に育つことができる社会の実現に向けて取組を整理します。

(4) 重点的な取組

さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後 5 年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として整理します。

6 今後の予定

令和元年 10 月 三重県少子化対策推進県民会議（重点的な取組）

12 月 常任委員会（中間案）

パブリックコメント実施

令和 2 年 2 月 三重県少子化対策推進県民会議計画推進部会（最終案）

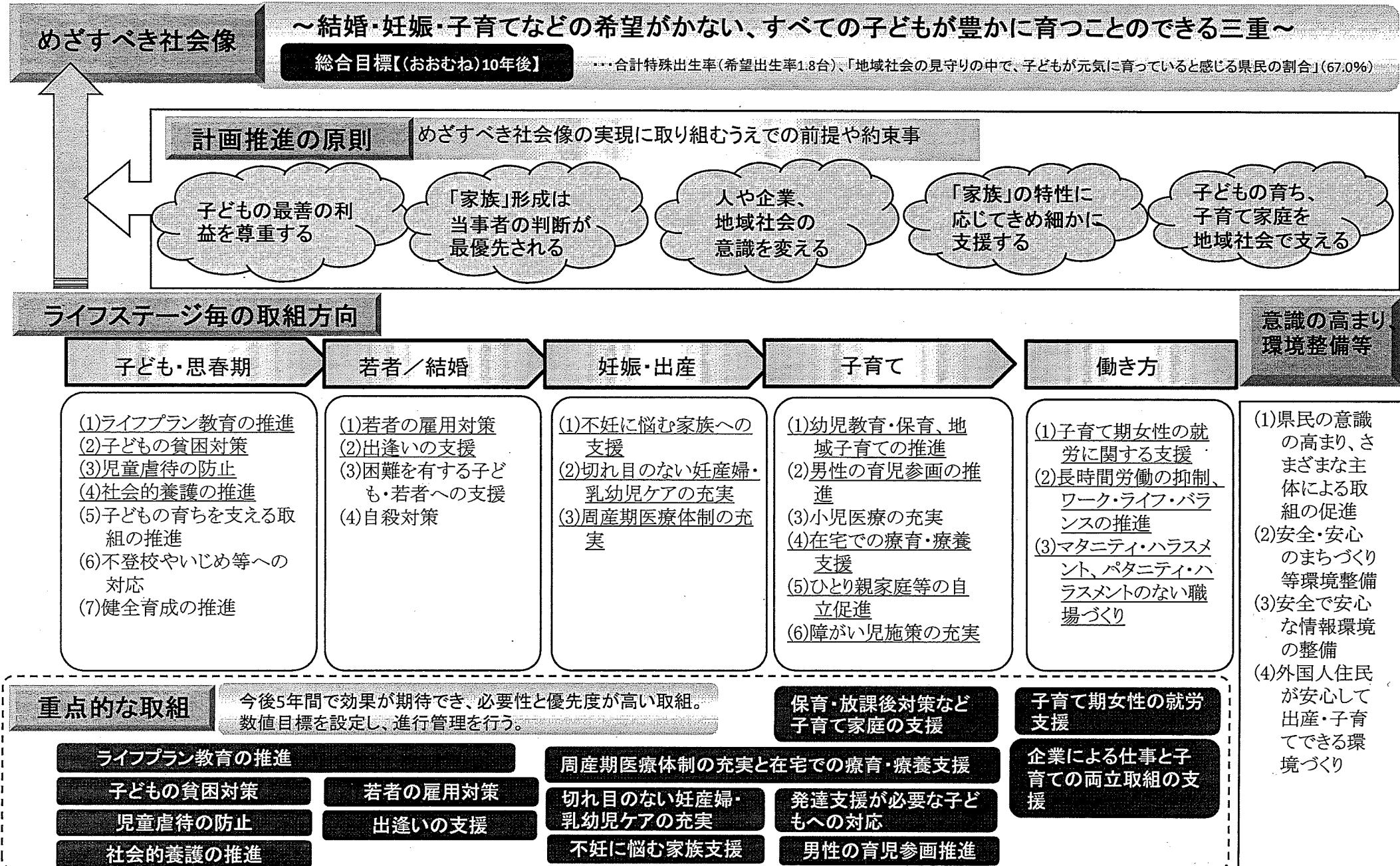
3 月 常任委員会（最終案）

計画の策定

現「みえ子どもスマイルプラン」の全体像

計画期間：平成27年度～令和元年度

参考資料1



【所管事項説明】

5 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について

1 改定の経緯

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から実施された支援制度においては、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量の拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざしています。

市町は制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じて認定こども園等の施設整備を行うとともに、質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととされています。

県は、市町の計画等をふまえて、「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町が教育・保育、地域子ども子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していくとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施していく必要があります。

令和元年度が現計画の最終年度となることから、取組状況や施策の現状と課題を検証したうえで、今年度新たな計画を策定します。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 今までの成果と課題

(1) 成果

・保育の受け皿の確保

平成31年4月1日現在の保育の受け皿については、2号認定^{*1}で28,596名（当初計画値27,678名）、3号認定^{*2}のうち1、2歳で14,090名（当初計画値13,190名）、3号認定のうち0歳で3,134名（当初計画値2,985名）と、各認定区分において、当初計画を上回る量の確保ができました。

※1：保育の必要性のある3～5歳の子ども

※2：保育の必要性のある0～2歳の子ども

・放課後児童対策の促進

令和元年5月1日現在の放課後児童クラブの利用定員は、17,851名（当初計画値14,301名）と、当初計画を上回る量の確保ができました。

・病児保育事業の充実

平成31年4月1日現在、病児・病後児保育に取り組む市町は、25市町（病児・病後児保育保育：23市町、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業：16市町（重複市町あり））となっており、当初計画時以降、新たに5市町が取組を開始しました。

(2) 今後の課題

施設整備等の結果、上記のとおり計画を上回って量の確保ができたもののものの、女性就業率の高まりや幼児教育・保育の無償化など保育ニーズは増加傾向にあり、保育所、放課後児童クラブともに待機児童が解消していない状況です。

最近では、施設面積は基準を満たしているものの、保育士や放課後児童支援員の確保が困難等の理由により、受け入れができないケースも発生してきており、保育士や放課後児童支援員等の確保、施設整備の両面において、市町の支援体制の整備を進めていく必要があります。

一方で、量の確保を優先するだけでなく、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員認定研修など従事する職員に対する資質向上研修を実施し、保育の質の向上も進めていく必要があります。

4 計画概要

各市町が策定する「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保策をふまえ、次の項目について記載します。

- ①教育・保育の量の見込み、確保方策
- ②教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保
- ③地域子ども・子育て支援事業の推進

市町が地域の実情に応じて実施する「放課後児童健全育成事業」などの13事業のうち、県として重点的に取り組む事業を記載

- ④教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等
- ⑤教育・保育情報の公表
- ⑥専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携
- ⑦職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

5 計画策定のポイント

国が示す第2期計画策定にかかる基本方針の改正に基づき、次の項目を考慮して記載します。

(1) 女性の就業率や育児休業取得率の上昇

「子育て安心プラン実施計画」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、地域の女性の就業率の上昇等の動向等を考慮した適切なニーズを把握し、待機児童解消に向けた受け皿を整備する必要があります。

(2) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」の影響をふまえ、ニーズを的確に把握する必要があります。

(3) 外国につながる児童への支援・配慮

今年4月に改正入管法が施行されるなど、国際化の進展に伴い、海外から帰国した児童や外国人児童、両親が国際結婚の児童など、外国につながる子どもの増加が見込まれることをふまえ、当該児童が円滑に教育・保育等を利用することが可能となるために必要な支援体制を構築する必要があります。

(4) 児童福祉法改正による「子どもの権利擁護」と「家庭養育の優先の原則」

子どもの最善の利益を実現していくために、「子どもの権利擁護」と「家庭養育の優先の原則」を最優先とした社会的養育体制を構築する必要があります。

6 今後の予定

令和元年 11月 子ども・子育て会議（中間案）

12月 常任委員会（中間案）

パブリックコメント実施

令和2年 1月 子ども・子育て会議（最終案）

3月 常任委員会（最終案）

計画の策定

【所管事項説明】

6 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について

1 策定の経緯

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立などさまざまな課題に直面しています。また、平成28年度国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の貧困率が50.8%と依然として厳しい状況が続いていること、就業や子育てに関することなどに対して総合的な支援が必要です。

今年度、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「現計画」という。）が最終年度を迎えることから、現計画を改定し、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「次期計画」という。）を策定します。

なお、次期計画は国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な指針」（平成27年厚生労働省告示）に即して策定します。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 今までの成果と課題

（1）成果

①学習支援の充実

- ひとり親家庭における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の2市から平成30年度は7市に増加しました。

②ひとり親家庭の実態に即した支援の実施

- 高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長や最終年のみの増額支給など制度が拡充されました。
- ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料について、平成27年度より助成を開始し、平成30年度は24市町に対し助成を行いました。
- 児童扶養手当の支給回数について、令和元年11月から年3回から6回に増加します。

（2）今後の課題

三重県母子・父子福祉センターにおいて就業相談員を配置し、就業を支援していますが、就業実績が毎年10件前後と成果が十分出ているとは言い難い状況となっています。

また、三重県母子・父子福祉センター及び各県市町福祉事務所において、父子家庭からの相談に対応できる相談窓口を設置しているものの、相談実績が少なく、父子家庭と接する機会が少ないとから、父子家庭の状況把握とそれに応じた支援の充実が必要です。

4 実態調査

ひとり親家庭の実態を把握し計画に反映するため、実態調査を行っています。

(1) アンケート調査の概要

○調査名

三重県子どもの生活実態調査

○調査方法

8月以降、以下の対象者に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもと保護者
- ・父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の子どもと保護者

○調査票配布数

- ・保護者用 約3,000部
- ・子ども用 約1,100部

○今後のスケジュール

回答は9月中に郵送で回収しており、10月末に結果をとりまとめる予定です。

(2) その他の調査

学習支援や子ども食堂などの取組を行っている支援者等関係者が参加する「子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会」（仮称）（以下「懇話会」という。）にて意見の聴取を行う予定です。

5 計画の概要

現計画が理念とした「すべてのひとり親家庭等において、親が自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもたちが夢と希望を持って成長できる三重をめざす」を基本的に踏襲します。

現計画の以下の6つの施策に基づき、それぞれに施策目標を定めて、進行管理を行います。

- ①親への就業支援
- ②子育てと生活のための支援
- ③子どもへの学習支援
- ④経済的な安定のための支援
- ⑤相談機能の充実と各種支援制度の周知
- ⑥父子家庭に対する支援の充実

6 計画策定のポイント

計画の策定にあたっては、現在とりまとめている「三重県子どもの生活実態調査」の結果を反映します。

また、ひとり親家庭の約半数が相対的貧困状態であることや、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」（以下「全国ひとり親調査」という。）の結果を受け、子どもの貧困問題をふまえた総合的な支援が必要と考えられることから、今後策定される国の「子供の貧困対策に関する大綱」や「子供の貧困対策に関する指標」をふまえて策定を行っていきます。

さらに、全国ひとり親調査の「ひとり親の約2割に相談相手がない」との結果から、「孤立の防止」や「支援が届かない、または支援が届きにくい家庭への支援」についても検討します。

7 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---------------------------|
| 令和元年 | 10月 | 懇話会（意見聴取） |
| | 11月 | 社会福祉審議会児童専門分科会（中間案） |
| | 12月 | 常任委員会（中間案）
パブリックコメント実施 |
| 令和2年 | 1月 | 懇話会（最終案） |
| | 2月 | 社会福祉審議会児童専門分科会（最終案） |
| | 3月 | 常任委員会（最終案）
計画の策定 |

【所管事項説明】

7 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の策定について

1 策定の経緯

国において、平成 26 年に策定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という）」が見直され、本年 6 月に改正されました。また、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という）についても、8 月に提出された「子どもの貧困対策に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）からの提言に基づき、現在、国において新しい大綱が検討されています。

県では、平成 28 年 3 月に策定した「三重県子どもの貧困対策計画」（以下「現計画」という）が最終年度を迎えることから、現計画を改定し、第二期の子どもの貧困対策計画を策定します。

2 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

3 今までの成果と課題

（1）成果

①学習環境の整備

- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の 6 市町から平成 30 年度は 28 市町に増加しました。
- ・県が所管する 14 町（多気町を除く）における生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。
- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、平成 31 年 3 月に小学校で 26 市町、中学校で 28 市町が実施しました。

②安心できる居場所づくり

- ・県が把握する子ども食堂は、平成 29 年度の 26 か所から令和元年 5 月には 40 か所に増加しました。
- ・平成 30 年度に子ども食堂の運営ノウハウの提供を目的として、「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。
- ・平成 30 年 12 月設立された「三重こども食堂ネットワーク」の取組への支援を行っています。

③貧困家庭の実態に即した支援の実施

- ・一定の要件の下、未就学児（0～6 歳年度末）にかかる医療費の窓口無料化が、令和元年 9 月より県内全市町で実施されました。
- ・児童扶養手当の支給回数について、令和元年 11 月から年 3 回から 6 回に増加します。

(2) 今後の課題

子どもの貧困対策は、生活により身近な市町で実施することが効果的であることから、市町の支援体制の整備や計画の策定、取組の充実を促進していく必要があります。

①包括的かつ一元的な支援を行っている市町数：17市町

②子どもの貧困対策計画を策定している市町数：2市

4 国の動向

(1) 「子供の貧困対策に関する有識者会議」の提言について

子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決することが重要と強調しており、以下の3つの視点から施策の一層の充実を求めています。

①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

②地方公共団体による取組の充実

③支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援

(2) 新指標案について

「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」が柱となっています。また、現行の25指標から、貧困との関連付けが難しい項目を削除したうえで、電気・ガス・水道料金の滞納経験などを新たに追加し、37指標となっています。

①削除する主な指標

生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親家庭の子どもの中学校卒業後の就職率及び高等学校卒業後の就職率

②追加する主な項目

ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合

(3) 「人づくり革命」における教育・保育の無償化について

①幼児教育・保育の無償化（令和元年10月から）

子育て世代の子育てや教育にかかる費用の負担を軽減するため、幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されました。

②高等教育の修学支援新制度（令和2年4月から）

意欲ある子どもたちの進学を支援するため、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金が大幅に拡充されます。

5 実態調査

現計画策定時、小中学校や保育所、児童相談所等の関係機関等を対象とした貧困対応事例の聴取調査を行い、収集した事例について分析検証しました。

今回の策定にあたっては、当事者から直接生活の実態を聞き計画に反映したいと考え、何らかの支援を受けている方を対象に実態調査を行っています。

(1) アンケート調査の概要

○調査名

三重県子どもの生活実態調査

○調査方法

8月以降、以下の対象者に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもと保護者
- ・父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の子どもと保護者

○調査票配布数

- ・保護者用 約3,000部
- ・子ども用 約1,100部

○今後のスケジュール

回答は9月中に郵送で回収しており、10月末に結果をとりまとめる予定です。

(2) その他の調査

生活保護受給世帯で暮らす高校生へのヒアリング調査を実施しました。今後、学習支援や子ども食堂などの取組を行っている支援者等関係者が参加する「子どもの貧困対策及びひとり親家庭等支援懇話会」（仮称）（以下「懇話会」という。）にて意見の聴取を行う予定です。

6 計画の概要

「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」という現計画の基本理念や、基本方針を基本的に踏襲するとともに、身近な地域での支援体制の整備を強化します。

【現計画の基本方針】

- (1) 子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施
- (2) 子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進
- (3) 教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障
- (4) 保護者に対する支援
- (5) 緊急性度の高い世帯への配慮

【現計画の5つの支援の柱】

1. 教育の支援
2. 生活の支援
3. 保護者に対する就労の支援
4. 経済的支援
5. 包括的かつ一元的な支援→身近な地域での支援体制の整備

7 計画策定のポイント

計画は、法および新しい大綱の内容をふまえて策定します。また、現在とりまとめている「三重県子どもの生活実態調査」の結果を反映します。

さらに、「保護者の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」や、「市町による支援体制の整備」という視点をふまえて策定を行っていきます。

8 今後の予定

- | | | |
|------|-----|---------------------------|
| 令和元年 | 10月 | 懇話会（意見聴取） |
| | 11月 | 社会福祉審議会児童専門分科会（中間案） |
| | 12月 | 常任委員会（中間案）
パブリックコメント実施 |
| 令和2年 | 1月 | 懇話会（最終案） |
| | 2月 | 社会福祉審議会児童専門分科会（最終案） |
| | 3月 | 常任委員会（最終案）
計画の策定 |

【所管事項説明】

8 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」の策定について

1 策定の経緯

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（以下、「県DV防止計画」という。）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に基づき、平成18年3月に策定し、現計画で第5次計画となっています。

これまで、県DV防止計画に基づき、DV防止及び被害者の保護等に取り組んできましたが、昨今、DV加害者による児童虐待や面前DVが子どもに与える影響についても注目されており、今まで以上に女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）と児童相談所との連携強化が必要です。

令和元年度は現計画の最終年度となることから、取組状況やDV被害と支援の現状・課題を検証したうえで、有識者や関係機関の代表者で構成する懇話会等の意見をふまえて計画を策定します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力を指します。

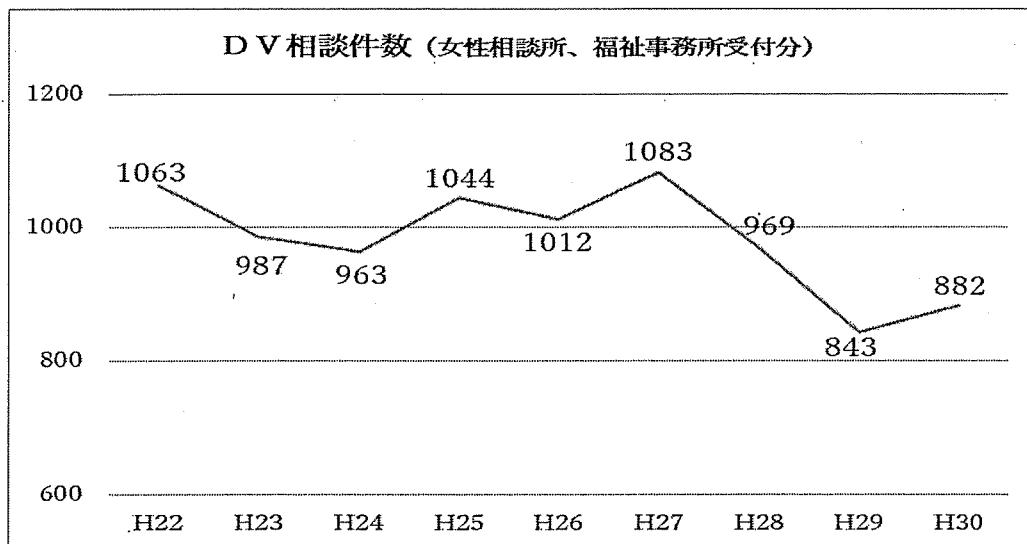
2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 本県におけるDV相談の状況とDV防止に向けた取組

（1）本県におけるDV相談の状況

県の女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）をはじめ、県および市町福祉事務所等のDV被害相談窓口で受理したDV相談件数は、近年減少傾向でしたが、平成30年度の実績は882件で、昨年度と比べ増加しています。



(2) DV防止に向けた取組

県では、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、毎年11月の女性に対する暴力防止期間に、県内各地で街頭啓発を行い、DV被害者等に相談・支援体制の情報等が届くよう、DV相談先カードを配布しました。

また、市町や関係機関・団体等と連携し、DVの未然防止や若年層の予防施策等に取り組むとともに、女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）や市町福祉担当部署を中心に、相談支援体制を整備しています。

これらの取組の結果、以下の表のとおり、現計画の目標項目である「DV被害を受けた経験のある人のうち、どこかに相談したことがある人の割合」や、「一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への住所や地域における自立生活につながった割合」は増えています。しかし、「DV防止法を知っている人の割合」については伸び悩んでいることから、今後もDV防止についての効果的な啓発を行う必要があります。

【現計画の目標達成状況（主目標）】

目標項目	H29年度実績	令和元年調査	令和元年度目標
DV防止法を知っている人の割合	46.3%	40.4%	67%
DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合	25.9%	35.5%	50%
一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入所や地域における自立生活につながった人の割合	80%	81%	100%
市町基本計画を策定した市町数（市町）	17市町	17市町	29市町

（参考）面前DVが児童虐待であることを知っている人の割合：60.1%

4 計画の概要

計画の体系については、現計画のめざすべき社会像である

- ①DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- ②DV被害に「気づく」ことのできる社会（啓発対策）
- ③DV被害者の「安心・安全が確保され、相談・保護、自立への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- ④DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）を基本的に踏襲します。

5 計画策定のポイント

社会情勢を鑑み、下記の項目について検討していきます。

- ①児童虐待の防止等に関する法律等の改正をふまえた女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）と児童相談所との連携強化
- ②平成31年3月に制定された三重県犯罪被害者等支援条例による犯罪被害者支援及び性暴力被害者支援との連携強化
- ③外国人支援にかかる関係団体との連携
- ④若年者支援、性的少数者・男性DV被害者への配慮の視点

6 今後の予定

令和元年 11月 市町へ意見照会

三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会
(中間案)

12月 常任委員会(中間案)

パブリックコメント実施

令和2年 1月 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定懇話会
(最終案)

3月 常任委員会(最終案)

計画の策定

【所管事項説明】

9 「三重県社会的養育推進計画」の策定について

1 策定の経緯

県では、平成27年3月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、令和11年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合を概ね3分の1ずつに変えていく目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできました。

その後、平成28年5月に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることとともに、家庭における養育が適当でない場合には児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずるものとする「家庭養育優先の原則」が明確に示されました。

また、平成29年8月には、国の検討会から、改正後の児童福祉法の理念を具体化することを目的とした「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

さらに、平成30年7月には、国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下「策定要領」という。)が発出され、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することが求められています。

県では今年度「三重県社会的養育推進計画」を策定することとしており、里親委託の推進にとどまらず、子どもの権利擁護、市町や児童相談所の体制強化、自立支援の推進など、総合的な対策を盛り込むこととしています。

2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

3 三重県家庭的養護推進計画の進捗状況

	平成26年度 (H26.12.1)	平成30年度 (H31.3.31)	実績			目標(見込み)		
			令和元年度 (前期) (R2.3.31)	令和6年度 (中期) (R7.3.31)	令和11年度 (後期) (R12.3.31)	令和6年度 (中期) (R7.3.31)	令和11年度 (後期) (R12.3.31)	
本体施設	411人 (76.1%)	278人 (55.1%)	310人 (57.4%)	242人 (44.8%)	194人 (35.9%)	142人 (26.3%)	166人 (30.7%)	
グループホーム	42人 (7.8%)	81人 (16.1%)	98人 (18.1%)	142人 (26.3%)	166人 (30.7%)	132人 (24.5%)	156人 (28.9%)	180人 (33.3%)
里親・ファミリーホーム	87人 (16.1%)	145人 (28.8%)	132人 (24.5%)	156人 (28.9%)	180人 (33.3%)	540人	540人	540人
合計	540人	504人	540人	540人	540人			

4 計画の概要

(1) 計画策定の進め方

昨年度3月に学識経験者、社会的養育関係者等による「三重県社会的養育推進計画策定検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置し、計画内容について検討や意見交換を行っています。(9月2日までの検討会議で議論した内容は【別紙】のとおり。)

また、社会福祉審議会児童専門分科会に諮るとともに、当事者、市町、施設へのヒアリングを行い、計画内容に反映させていきます。

(2) 計画の構成

策定要領等に基づき、下記の構成とする予定です。

I 【総論】

- 1 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像

II 【各論】社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

- 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 2 里親等への委託の推進に向けた取組
- 3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 5 当事者である子どもの権利擁護の取組
- 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 8 一時保護改革に向けた取組
- 9 児童相談所の強化等に向けた取組

III 【資料編】

当事者ヒアリング内容、各種データ資料等

5 今後の予定

令和元年 9~10月 施設ヒアリング

10月 検討会議（権利擁護・自立支援・一時保護）
推進計画市町会議

11月 検討会議（施設・市町支援・児相強化）

11~12月 検討会議（中間案）

12月 常任委員会（中間案）
パブリックコメント実施

令和2年 1~2月 検討会議（最終案）

3月 常任委員会（最終案）
計画の策定

1 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像（たたき台）

～基本理念～

- ・児童虐待の多くが育児負担や不安、育児の孤立が原因となっており、虐待するのも実母、実父がほとんどである。児童虐待は一部の限られた親だけの問題ではなく、誰もがその当事者となってもおかしくない。また、虐待の加害者が元被害者であることも多い。
- ・さらに、社会的養育を必要とする家庭は、貧困やDV、精神疾患、家族・親族間の不和など、さまざまな問題が複合的に絡み合っているケースが少なくない。
- ・どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指すべきである。
- ・そのため、子どもが権利の主体であることを常に念頭に置き、県民すべてが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、虐待の未然防止から社会的養育を必要とする子どもの自立支援まで、切れ目のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖を解消する。

～基本方針～

- ①母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することで、すべての子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然防止するとともに、身近な地域（市町）での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぐ。
- ②虐待が判明したときは、子どもの安全を最優先に一時保護を行うとともに、迅速、的確なアセスメントを実施し、虐待の再発防止を図る。
- ③親子分離が必要になったときは、子どもの真意を聞き取り、権利擁護を図ったうえで、家庭的養護を基本とする多様な選択肢を用意するとともに、家族再統合の支援を行う。
- ④施設退所後、里親委託解除後を見据えたリービングケア、アフターケアを充実し、退所後、委託解除後の生活が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行う。
- ⑤①から④を着実に推進するとともに、実効性を高めるため、必要な人材確保や人材養成を行う。

2 代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・県内 18 歳以下人口は、平成 21 年度から平成 30 年度の 10 年間で約 12% 減少しているが、要保護児童の数は約 3 % 増加している。したがって、要保護児童の 18 歳以下人口に占める割合は 10 年間で約 17% 増加している。（各年度の伸び率の平均約 1.8%）
- ・以上のことから、代替養育が必要な子ども数の見込みを次のとおりとする。

各年度の児童（18 歳以下・区分別）の人口×

代替養育が必要な子どもの割合

（代替養育が必要な子どもの割合は、平成 30 年度の実績値に、過去 10 年間の伸び率の平均 1.8% を毎年増加させた割合とする。）

- ・上記の計算により求めた代替養育を必要とする子ども数の見込みは次の表のとおり。

区分	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
3 歳未満	63 人	63 人	64 人	64 人
3 歳以上就学前	85 人	85 人	85 人	87 人
学童期以降	437 人	438 人	440 人	446 人
計	585 人	586 人	589 人	597 人

3 里親等委託が必要な子ども数の見込み

- ・策定要領に基づき次により見込み数を算出する。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×

里親等委託が必要な子どもの割合

※里親等委託が必要な子どもの割合の算出方法

- ①現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子どもの割合、②現に一時保護している子どものうち里親等委託が必要な子どもの割合、③現に施設入所している子どものうち里親等委託が必要な子どもの割合により算出すると、3 歳未満 56.9%、3 歳以上就学前 56.5%、学童期以降 34.5% となるため、暫定でそれぞれ、60%、60%、40% と置く。
- ・上記の計算により求めた里親等委託が必要な子ども数の見込み（令和 11 年度）は次の表のとおり。

区分	代替養育全体	里親・FH	施設（国児 27・悠 30 合む）
3 歳未満	64 人	38 人	26 人
3 歳以上就学前	87 人	52 人	35 人
学童期以降	446 人	178 人	268 人
計	597 人	268 人	329 人

【所管事項説明】

10 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第28条の規定に基づき、平成30年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移（別冊2 2頁）

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,074件となり、4年連続で過去最多件数を更新しています。

平成30年3月の東京都目黒区及び平成31年1月の千葉県野田市における児童虐待死亡事案が大きく報道されたこと、また、それらを受けて国が行った児童虐待防止の緊急総合対策等により、関係機関との連携強化が進むなど、社会全体の児童虐待に対する関心の高まりによる積極的な通告が実施されたことなどが増加要因として考えられます。

(2) 児童虐待相談の経路（別冊2 3頁）

児童相談所への相談経路は前年度と同様、①市町の機関、②警察等、③近隣・知人の順となりました。児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が742件（前年度比56件増）となりました。また、警察からの相談が506件となり、前年度（352件）から大きく増加しています。

(3) 児童虐待相談における主な虐待者（別冊2 4頁）

主な虐待者は、実母によるものが1,037件（50.0%）で最も多くなっていますが、実父によるものも877件（42.3%）あり、実父母によるもので9割以上を占めています。

(4) 被虐待児童の年齢（別冊2 5頁）

児童虐待相談対応件数の約半数にあたる1,074件（51.8%）が6歳までの乳幼児に対するものです。なかでも0歳の件数が全年齢で最多の193件を占めています。

(5) 児童虐待相談種別（別冊2 6頁）

虐待相談の種別では、子どもの心を傷つける言動等の「心理的虐待」が前年度から261件増の939件（45.3%）と最も多くなっています。

子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃することが心理的虐待に該当することが広く認知され、通告が増加していることが考えられます。

(6) 児童虐待相談後の処遇(別冊2 7頁)

相談後の処遇については、面接指導が1,890件(91.1%)となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて127件(6.1%)となっています。

(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等(別冊2 8頁)

児童福祉施設等に措置された子どもへの虐待事例はありませんでした。

(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況(別冊2 9頁)

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、児童相談所への出頭要求を1件実施しました。

また、一時保護の対応をした子どもは前年度より129人増加し、974人となりました。このうち約半数(501人)が虐待を事由とするものでした。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況(別冊2 18~19頁)

(1) 児童相談所の体制・機能の強化

○児童虐待への初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の精度向上と運用の徹底に取り組みました。

○津市、四日市市及び三重郡を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、民間団体との協働によるモニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携強化を図りました。

○平成30年度に北勢児童相談所に職員を1名増員しました。

なお、平成31年度に北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、鈴鹿児童相談所を開設するとともに、北勢児童相談所に2名、中勢児童相談所に1名及び南勢志摩児童相談所に1名の職員を増員しています。

(2) 連携・協力体制の整備

○市町への支援について、各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施しました。

○市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザー等を派遣しました。

○平成30年8月に三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部と「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結しました。これにより市町の要保護児童対策地域協議会に各児童相談所及び各警察署が参加し、子どもの支援体制の構築を図りました。

○被害児の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による勉強会の開催及び協同による被害事実確認面接(協同面接)の実施に取り組みました。

○虐待を発見しやすい立場にある医療現場における児童虐待早期対応の取組を促進するため、県と医療機関等との共催により、医師や看護師、行政職員等を対象とした虐待対応プログラムの医学的研修会を開催しました。

（3）専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での諮問等（年間開催回数10回、審議・報告案件25件）を行いました。

同部会において、平成29年8月に四日市市で発生した児童死亡事例について再発防止のための検証を平成31年1月から行っています。

3 今後の対応

増加の一途をたどる児童虐待相談対応件数に迅速かつ的確に対処するため、引き続き関係機関と積極的な連携、情報共有を図り、子どもの支援を適切に行います。

また、平成30年12月に国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）及び令和元年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、児童相談所の介入機能と支援機能の分離、児童福祉司等の増員、専門職の配置等を推進する必要があります。

11 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

1 条例改正の考え方

現行条例の制定から15年を経過しており、その間における児童福祉法等の改正や児童虐待防止にかかる緊急総合対策等の国の動向、本県における児童虐待の現状及び取組の成果をふまえるとともに、「三重県子ども条例」や現在策定中の「三重県社会的養育推進計画」等との整合を図るなどの見直しを行い、子どもの命を守る対策を充実します。

2 条例改正案の概要

変更する規定の主なものは以下のとおりです。

(1) 新設及び修正

①児童福祉法等の改正など国の動向をふまえたもの

- ・「基本的な考え方」に、「子どもが権利の主体であること」「子どもの最善の利益」などを規定。また、虐待を許してはならず、地域社会全体で防止を図らなければならない旨を規定。
- ・「保護者の責務」に、保護者は虐待に加えて、体罰を行ってはならない旨を規定
- ・「市町の責務」として、家庭に身近な場所で児童虐待防止に係る施策の実施に努める旨を規定
- ・配偶者からの暴力がある家庭における虐待への早期対応に向けた連携体制の強化について規定
- ・支援を行っている家庭が転居した際、関係者間で適切な引継ぎを実施する旨を規定

②本県における児童虐待の現状、取組の成果をふまえたもの

- ・虐待を未然に防止するために、市町は妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するよう努め、県は必要な協力をを行うことを規定
- ・虐待の未然防止に資する事業について、引き続き県、市町が適切に実施、支援していくことを規定
- ・通告にあたっては、子どもの安全確認を最優先に対応し、子どもの安全が守られず、リスクが高い場合には、躊躇なく一時保護を行うことを規定
- ・子どもの権利擁護、社会的養育及び自立支援に関する施策の充実について規定
- ・連携・協力体制の整備について、県、市町及び関係機関等が要保護児童対策地域協議会等の連携体制の構築、情報共有に努める規定に修正
- ・「子どもを虐待から守る家」の規定を第13条（通告等に係る体制の整備等）に移行し、子どもからの相談に対応する窓口として役割を修正

(2) 削除

①三指針（子育て支援指針・早期発見対応指針・保護及び支援指針）について
・指針の方針等については、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、
指針を削除

②乳幼児を保護するための拠点施設

・乳幼児の保護については、乳児院、児童養護施設、一時保護専用施設等への
一時保護の委託状況に鑑み、本条を削除

3 今後の予定

令和元年 10月 市町説明会

社会福祉審議会こども相談支援部会（中間案）

11月 社会福祉審議会児童福祉専門分科会（中間案）

12月 常任委員会（中間案）

パブリックコメント実施

令和2年 2月 社会福祉審議会（最終案）

議案提出

3月 常任委員会（議案審議）

公布

子どもを虐待から守る条例 改正案の概要

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
第一章 総則		
1	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	
2	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。 	
3	<p>(基本的な考え方)</p> <p>第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。</p> <p>2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。</p> <p>3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>【修正・追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県子ども条例の制定、平成28年の児童福祉法改正等との整合を図り、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益」などを規定 ・ 虐待を許してはならず、地域社会全体で防止を図らなければならない旨を追記。

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
4	<p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。</p>	
5	<p>(県民の責務)</p> <p>第五条 県民は、虐待を許してはならない。</p> <p>2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>【一部削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1項を削除。
6	<p>(保護者の責務)</p> <p>第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三条（基本的な考え方）及び児童虐待の防止等に関する法律の改正（施行日：令和2年4月1日等）をふまえ、保護者は虐待に加えて、体罰を行ってはならない旨を追記

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
		<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年の児童福祉法改正により、県と市町の役割等が明確化されたことをふまえ、「市町の責務」として、市町が家庭に身近な場所で児童虐待防止に係る施策の実施に努める旨を記載
7	<p>(市町との協働)</p> <p>第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力をを行うものとする。</p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>	
8	<p>(関係機関等との協働)</p> <p>第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力をを行うものとする。</p> <p>2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。</p>	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待の早期発見等、関係機関等が果たすべき役割を追記
9	<p>(地域社会の役割)</p> <p>第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。</p>	

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
第二章 未然防止		
10	<p>(子育てに関する情報の提供等)</p> <p>第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。</p> <p>2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。</p>	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待を未然に防止するために、市町は妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するよう努め、県は必要な協力をを行うことを追記
11	<p>(子育て支援指針)</p> <p>第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。</p> <p>4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。</p> <p>5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。</p>	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等が行う未然防止の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
12		<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待の未然防止に資する事業について、引き続き県、市町が適切に実施、支援していくことを規定
	第三章 早期発見及び早期対応	
13	<p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p>	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通告にあたっては、子どもの安全確認を最優先に対応し、子どもの安全が守られず、リスクが高い場合には、躊躇なく一時保護を行う旨を追記
14	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p>	

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
15	<p>(早期発見対応指針)</p> <p>第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関する専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。</p>	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除
16		<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者からの暴力がある家庭における虐待への早期対応に向けた連携体制の強化を記載

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
	第四章 保護及び支援	
17	<p>(保護支援指針)</p> <p>第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならぬ。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。</p>	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除
18	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。</p>	
19	<p>(虐待を行った保護者への指導等)</p> <p>第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。</p>	

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
20		<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護、社会的養育及び自立支援に関する施策の充実について記載 支援を行っている家庭が転居した場合に、重篤な虐待が発生するリスクがあることから、転居の際、関係者間で適切な引継ぎを実施する規定を記載
	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	
21	<p>(連携・協力体制の整備)</p> <p>第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。</p> <p>2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の全市町に要保護児童対策地域協議会が設置されている現状をふまえ、県、市町及び関係機関等が要保護児童対策地域協議会等の連携体制の構築、情報共有に努める規定に修正 県の専門職の配置状況に鑑み、第18条及び第19条を統合し、県及び関係機関の専門職等が連携して虐待防止に当たる体制整備に努める旨に修正
22	<p>(専門家による援助体制の整備)</p> <p>第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p>	
23	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>	

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
24	<p>(子どもを虐待から守る家)</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもからの相談に応ずること。 2 子どもに一時的な避難場所を提供すること。 3 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。 4 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。 5 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。 6 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。 	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条を第13条（通告等に係る体制の整備等）に移行し、子どもからの相談に対応する窓口として役割を修正。
25	<p>(乳幼児を保護するための拠点施設)</p> <p>第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。 	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の保護については、乳児院、児童養護施設、一時保護専用施設等への一時保護の委託が進んでいる状況に鑑み、本条を削除

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
	第六章 その他の施策	【章を削除】
26	<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p>第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての关心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行
27	<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内容に鑑み、「第三章早期発見及び早期対応」へ移行
28	<p>(人材の養成等)</p> <p>第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守ることに関する職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行
29	<p>(調査研究等)</p> <p>第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行

採番	現 行 条 例	主 な 改 正 点
	第七章 雜則	
30	<p>(秘密の保持)</p> <p>第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等に関する法律の改正（施行日：令和2年4月1日等）及び児童福祉法における各福祉関係者や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の秘密保持規定との整合を図るよう、規定を修正
31	<p>(年次報告)</p> <p>第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。</p>	
32	<p>(委任)</p> <p>第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

【所管事項説明】

12 無料低額宿泊所の基準を定める条例の制定について

1 条例制定の経緯

無料低額宿泊所は、社会福祉法（以下「法」という。）に基づき、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設であり、国のガイドライン（平成15年厚生労働省社会・援護局長通知）で定められた設備、運営基準等により運営されていますが、施設の中には、劣悪な環境で被保護者から高額な利用料を徴取するなど、いわゆる「貧困ビジネス」の温床になっているなどの指摘があります。

こうしたことから、平成30年6月に法改正が行われ、「貧困ビジネス」への規制強化を図るため、無料低額宿泊所について、事前届出制の導入、設備・運営に関する法定の最低基準等が創設されました。県においても、厚生労働省令（以下「省令」という。）を基に、法施行日である令和2年4月1日までに「三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」（仮称）（以下「条例」という。）を制定する必要があります。

2 条例制定の考え方

条例では、「職員数」「居室の床面積」「利用者の処遇及び安全確保並びに秘密の保持」「利用定員」などの基準を定めることとなります。基準は、本県の実情に省令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないと考えるため、省令の基準を用いて制定することを基本とします。ただし、平成25年制定の「三重県保護施設等の設備及び運営に関する条例」において県独自に定めた「利用者の人権尊重・虐待防止研修等」については省令に規定がないため、新たに条例で努力義務として規定することとします。

また、施設に必要とされる設備や運営に必要となる職員などの基本的な事項については条例で、細目的な事項については規則で規定することとします。

この考えに沿って、別紙のとおり「三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案」を作成しました。今後、パブリックコメントを実施した後、条例案を策定し、県議会へ提出する予定です。

3 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|----------------------|
| 令和元年 | 10月 | パブリックコメント実施 |
| | 12月 | 常任委員会（パブリックコメント結果報告） |
| 令和2年 | 2月 | 議案提出 |
| | 3月 | 常任委員会（議案審議） |
| | | 公布 |
| | 4月 | 施行（予定） |

【参考】県内の無料低額宿泊所

- | | | |
|------------------------|--------|-------|
| きずな（設置主体：特定非営利活動法人きずな） | 四日市市塩浜 | 定員53人 |
| MRK（設置主体：特定非営利活動法人MRK） | 津市白山町 | 定員2人 |

【別紙】

三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
無料低額宿泊所の範囲(第2条) ・入居の対象者が生計困難者である ・生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している	参酌すべき基準	本県の実情に、省令と異なる、あるいは上回る基準すべき事情、特性はないと考えるため、省令の基準を用いる。
基本方針(第3条)	参酌すべき基準	
構造設備等の一般原則(第4条)	参酌すべき基準	
設備の専用(第5条)	参酌すべき基準	
職員等の資格要件(第6条) ・社会福祉法に定める社会福祉主事の資格要件のいずれかに該当する者 若しくは、 ・社会福祉事業等に2年以上従事した者 又は、 ・これらと同等以上の能力を有すると認められた者	標準	ただし、「利用者の人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定する。
運営規程(第7条)	参酌すべき基準	
非常災害対策(第8条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第9条)	参酌すべき基準	
規模(第10条) ・5人以上の人員が入居可能	標準	
サテライト型住居の設置(第11条第1項のうち利用期間以外)及び第4項) ・10人以下の本体施設と一体的に運用される附属施設であり、入居定員は4人以下とする ・職員配置の基準に応じた定員合計の定め	標準	
サテライト型住居の設置(第11条のうち第1項の利用期間、第2項、第3項、第5項)	参酌すべき基準	
設備の基準(第12条第4項第1号及び第6項第1号ハ並びに附則第3条第1項第1号) ・居室床面積は7.43m ² 以上とするが、地域の事情により4.95m ² 以上基準を適用する ・多人数居室や簡易個室は施行後3年の間に解消する	標準	
設備の基準(第12条のうち第4項第1号及び第6項第1号ハ以外)	参酌すべき基準	
職員配置の基準(第13条)	標準	
入居申込者に対する説明、契約等(第14条第1項から第6項) ・契約期間及び解約についての定め	標準	

入居申込者に対する説明、契約等(第14条第7項から第11項)	参酌すべき基準	
入退居(第15条)	参酌すべき基準	
利用料の受領(第16条) ・食事提供費用 ・居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費 ・基本サービス費 ・入居者が選定する日常生活支援サービス費用	参酌すべき基準	
サービス提供の方針(第17条)	参酌すべき基準	
食事(第18条)	参酌すべき基準	
入浴(第19条)	参酌すべき基準	
状況把握(第20条)	参酌すべき基準	
施設長の責務(第21条)	参酌すべき基準	
職員の責務(第22条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第23条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第24条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第25条)	参酌すべき基準	
日常生活に係る金銭管理(第26条) ・入居者の金銭管理は原則として入居者本人	参酌すべき基準	
掲示及び公表(第27条)	参酌すべき基準	
秘密保持等(第28条)	標準	
広告(第29条)	参酌すべき基準	
苦情への対応(第30条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第31条)	標準	
サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用(第32条) 準用項目 第12条第4項第1号 ・居室床面積 準用項目 第12条第3項から第5項のうち第4項第1号以外	標準 参酌すべき基準	

【備考】条例で異なるものを定めることの許容の程度

・「標準」の場合

法令の基準を標準として、合理的な理由の範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

・「参酌すべき基準」の場合

法令の基準を十分参考した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

【所管事項説明】

13 「三重県地域福祉支援計画」の策定について

1 策定の経緯

「三重県地域福祉支援計画」は社会福祉法に基づく計画で、福祉に関し共通して取り組むべき事項や、市町における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項などを定めるものです。

県では、平成16年3月に「三重県地域福祉推進計画」を策定しましたが、各福祉分野に個別専門の法定計画があることから次期計画の策定は行わず、各法定計画を総合的に運用することで対応してきました。

しかし、地域福祉を取り巻く状況や地域共生社会の実現に向けた国の動き等をふまえ、今年度新たな計画を策定します。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 計画の概要

「みんな広く包み込む地域社会 三重」を理念とし、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、自分らしく生きるとともに、さまざまな主体の参画と協力を得て、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる「地域共生社会の実現」に向けた取組を推進します。

(1) 計画策定の基本的な考え方

ア 地域福祉を取り巻く状況

(少子高齢・人口減少社会の到来)

- ・少子高齢・人口減少による課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であり、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- ・高齢者単独世帯数は一貫して増加しており、従来、家庭が担ってきた機能を地域においてどのように確保していくのかも課題となっています。

(人生100年時代)

- ・人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題とされています。

(雇用情勢)

- ・県内経済は、県内生産額（実質）が過去最高となり、好景気を背景に有効求人倍率が年々増加する中、介護関係職種については深刻な人材不足の状況となっています。
- ・高齢者や障がい者が、希望や能力、適性を十分にいかしながら、働く方の置かれた個々の事情に応じた、多様な働き方を選択できる労働環境を整えていくことが求められています。

(グローバル化)

- ・グローバル化に伴い、外国人も増加し、入管難民法上、さまざまな形態での就労が可能となってきています。
- ・外国人住民は、さまざまな生活場面での課題や、外国人受入れに関する制度の不備等からさまざまな問題がより深刻な状況となる可能性があり、外国人住民が抱える課題の解決に向けて取り組むことが必要で、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を築いていくことが求められます。

(自然災害への対応)

- ・南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される中、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、医療・保健・福祉の連携によるきめ細かな支援が求められます。
- ・災害時におけるボランティアニーズに適切に対応していくため、ボランティア団体間の情報共有などの連携が図られる仕組みや、福祉的な配慮をする方々の避難生活を支えるため、社会福祉施設等での要配慮者の受入体制の確保や介護職員等の応援・受援体制の確立などに取り組んでいく必要があります。

イ 課題の複雑化・複合化への対応の必要性

- ・従来、相互扶助として機能してきた地域コミュニティが失われつつあり、家族や地域社会との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じており、「制度の狭間」や「8050」、「ダブルケア」など、一人の人や世帯の中で複数の課題を抱え、複雑な問題が絡み合い、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られるようになっています。
- ・こうした課題を全体的にとらえ、公的支援だけでなく、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりを、地域のさまざまな主体が連携しながら進めていくことが求められます。

ウ 国等の動き

- ・国では、こうした課題に対応した社会システムを構築するため、生活困窮者自立支援法の施行をはじめ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法の改正が行われました。

エ 計画策定の趣旨（新たな地域福祉支援計画の策定）

- ・地域の中には、さまざまな問題や課題を抱えている人がおり、そうした人たちも、地域社会を構成する一員であり、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、社会との関わりの中で、一人ひとり個性や能力を發揮し、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる社会を築いていかなければなりません。

- ・「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制を構築していくことによって、地域福祉をより一層推進していく必要があり、さまざまな主体の参画と協力を得て、地域資源を活用しながら、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮されることで、地域力を強め、持続可能な地域社会の構築をめざしていくことが求められます。
- ・このような状況に的確に対応し、県内全域での地域福祉をより一層推進し、多世代間の交流や助け合いによる地域共生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざしていくため、三重県らしい「多様性」と「可能性」を含んだ持続可能な地域社会への道筋を示すものとして、新たな地域福祉支援計画を策定します。

オ 計画策定の視点（基本姿勢）

- ・地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を推進していくにあたって、計画策定における基本姿勢として、
 - ①障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活を送ることができる環境を整備し、多様な自己実現が図れるよう支援していくこと（ノーマライゼーション）
 - ②全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の構成員として包み支え合うこと（ソーシャル・インクルージョン）
 - ③誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会（ダイバーシティ社会）の推進
 - ④「誰一人取り残さない」社会の実現のため、広範な課題に統合的に取り組む国際目標（「SDGs」）の達成や、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会（「Society5.0」）の実現
- の4つの視点を重視しながら具体的な施策展開を図っていきます。

(2) 計画の全体構成案

第1章 計画策定の基本的な考え方

（1）のとおり

第2章 地域福祉を取り巻く状況

人口・世帯の状況、支援等を必要とする人等の状況、地域を支える人や地域資源等の状況などの現状や課題を示す参考データを盛り込みます。

第3章 計画の基本的な考え方

計画策定の考え方や取り巻く状況をふまえ、理念（めざす姿）を示すとともに、理念を実現するための施策体系（取組の柱）を盛り込みます。

第4章 施策展開

施策体系（取組の柱）に沿って、具体的な取組内容を盛り込みます。

第5章 推進体制

府内推進体制等について盛り込みます。

第6章 進捗管理

進捗を示す指標を定め、進捗管理を行っていきます。

4 計画策定のポイント

(1) 基本理念

地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築をめざし、基本理念を「みんな広く包み込む地域社会 三重」として掲げます。

(2) 施策体系（取組の柱）

基本理念の実現のために、次の3つの取組を柱として、具体的な施策を推進していきます。

1. 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

（取組の方向性）

- ・地域住民の居場所づくり
- ・地域住民による支援活動の推進
- ・市町における包括的な支援体制づくりへの支援
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

2. 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

（取組の方向性）

- ・高齢者・障がい者への支援
- ・子ども・子育て支援
- ・生活困窮者等への総合的な支援
- ・権利擁護の推進
- ・生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援
- ・多様な生活課題への対応
- ・災害時要配慮者への支援

3. 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

（取組の方向性）

- ・福祉人材の確保
- ・福祉サービスの質の向上
- ・福祉サービスの総合的提供方法のあり方
- ・福祉サービス提供におけるIT技術等の活用

5 今後の予定

令和元年 12月 常任委員会（中間案）

パブリックコメント実施

令和2年 2月 社会福祉審議会（最終案）

3月 常任委員会（最終案）

計画の策定

施策体系（取組項目案）

取組項目1	地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）		
参考指標（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町地域福祉計画の策定数（現状値：17市町） ・民生委員・児童委員の訪問回数（現状値：666,396件） ・相談支援包括化推進員養成数（新規） ・ヘルプマークを知っている県民の割合（現状値：58.1%） 		
施策方向	取組項目		
1. 地域住民の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> サロン活動への支援 子どもの居場所づくり（子ども食堂 等） 外国人コミュニティへの支援 		
2. 地域住民による支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動への支援 高齢者の地域活動への支援 民生委員・児童委員活動への支援 		
3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援包括化推進員の養成 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化 		
4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの意識づくり 誰もが暮らしやすいまちづくり 		

取組項目2	暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）		
参考指標（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数 (現状値：8,736件) ・再犯者数（現状値：1,061人） ・福祉避難所の指定数（現状値：381施設） 		
施策方向	取組項目		
1. 高齢者・障がい者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に対する支援の充実 障がい者に対する支援の充実 		
2. 子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援の充実 社会的養育の推進 		
3. 生活困窮者等への総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援の推進 就労機会の充実 住宅確保 子どもの貧困対策 		
4. 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用促進 福祉サービスの利用援助 虐待防止の取組の推進（高齢者、障がい者、児童） 消費者保護 		

5. 生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援	ひきこもり・ニート
	自殺対策
	再犯防止の取組の推進
	認知症施策の推進
	がん・難病患者
	医療的ケア児・者
	外国人住民
人権課題（LGBT、DV 被害者 等）	
6. 多様な生活課題への対応（孤独死、交通不便地での買い物・通院のための移動、体の不自由な方のごみ出し、ごみ屋敷、高齢・障がい世帯の草刈り 等）	
7. 災害時要配慮者への支援（福祉避難所、施設の防災対策・受援体制 等）	

取組項目3	地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）
参考指標（案）	・県福祉人材センターによる就職者数（現状値：315人） ・みえ福祉第三者評価の受審事業所数（現状値：285施設）
施策方向	取組項目
1. 福祉人材の確保	福祉人材の確保（福祉施設、介護施設、保育所） 働きやすい福祉職場づくりへの支援
2. 福祉サービスの質の向上	効果的な指導監査等の実施 第三者評価の受審促進 苦情解決体制の充実 福祉人材の質の向上
3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方	保健・医療との連携 共生型サービスの普及
4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用	

三重県地域福祉支援計画の基本的な考え方

地域福祉を取り巻く状況

- ①少子高齢・人口減少社会の到来
- ②人生100年時代
- ③雇用情勢
- ④グローバル化
- ⑤自然災害への対応

課題の複雑化・複合化

8050問題

ダブルケア（介護と子育て）

制度の狭間

- ・生活困窮者自立支援法
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・社会福祉法改正

新たな地域福祉支援計画の策定

基本理念：「みんな広く包み込む地域社会 三重」

一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、自分らしく生きられるとともに、さまざまな主体の参画と協力を得て、一人ひとりの個性や能力が発揮できる地域共生社会の実現を目指します。

基本姿勢

- ①ノーマライゼーション
- ②ソーシャル・インクルージョン
(社会的包摂)
- ③ダイバーシティ社会の推進
- ④SDGsの達成やSociety5.0の実現

取組1 地域における支え合い体制

総合相談（福祉、介護、生活相談等）体制整備支援

市町の地域福祉の支援

取組2 暮らしを支える取組の推進

生活困窮者等への支援

権利擁護の推進

災害時要配慮者への支援

取組3 地域福祉を支える基盤整備

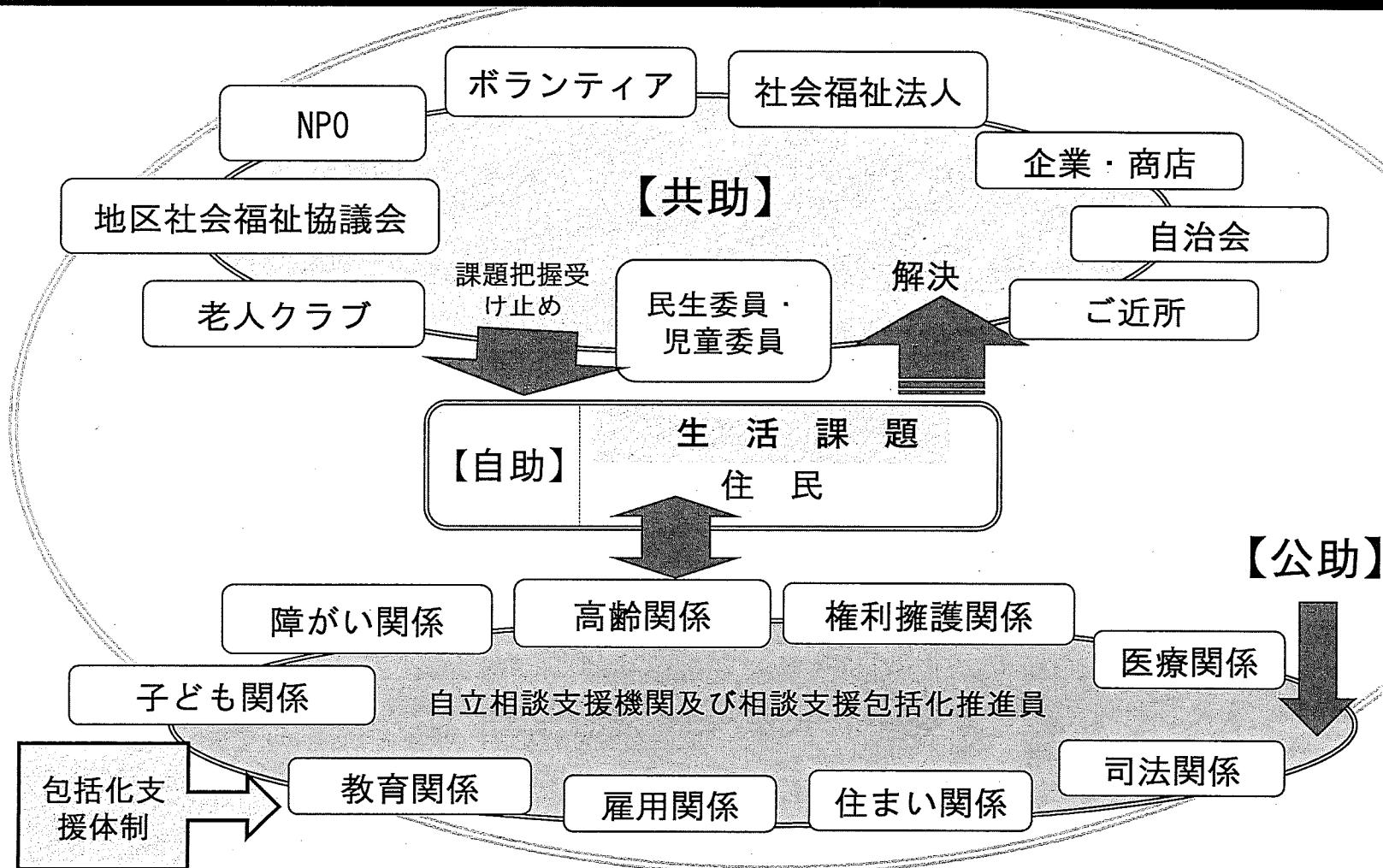
福祉人材の確保

福祉サービスの質の向上

「みんな広く包み込む地域社会 三重」イメージ

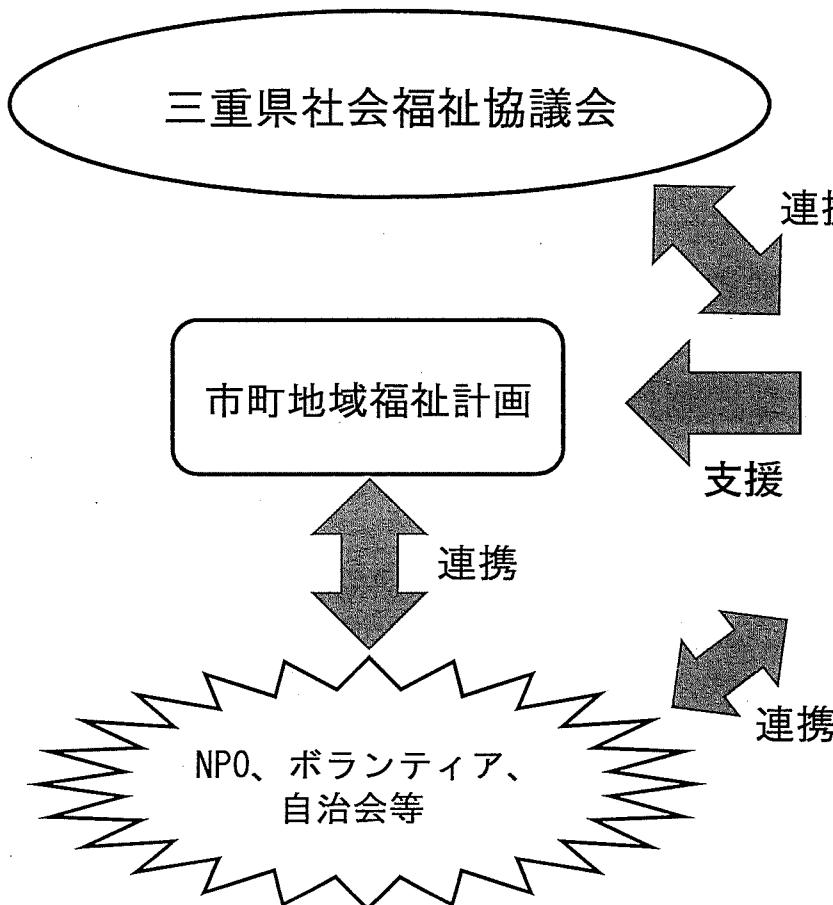
住民に身近な圈域

市町圏域等



三重県地域福祉支援計画イメージ図

-5-



みえ県民力ビジョン

整合

三重県地域福祉支援計画

高齢者、障がい者、子どもの計画の共通事項を定めるとともに、福祉制度の枠内では対応できない生活課題や制度の挟間、複合問題などに対して、地域福祉の視点から総合的・横断的に施策を定める。

- みえ高齢者元気・かがやきプラン（高齢者）
- みえ障がい者共生社会づくりプラン（障がい）
- 三重県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども）
- 三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進計画 等

【所管事項説明】

14 「三重県再犯防止推進計画」の策定について

1 策定の経緯

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、平成28年には、約半数の48.7%を占めるに至りました。

このような中、平成28年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯防止推進法」が施行されました。

同法では、都道府県および市町村に対して、同法に基づき平成29年12月に策定された国の再犯防止推進計画を勘案し、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定める努力義務を課していることから、「三重県再犯防止推進計画」を同法に基づく計画として策定します。

なお、本県においても、全国と同様に、刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率は上昇傾向にあり、平成28年が49.2%、平成29年が48.4%と、全国と同じく約半数を占めるに至っています。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 計画の概要

再犯を行う背景には、様々な要因が複雑に絡み合っており、特定の要因と結びつけることは困難ですが、出所後に「仕事」と「住居」がなく、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりして、再び犯罪に及ぶという悪循環に陥っているというデータもあります。

（1）計画の基本理念

「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現します。（参考指標：再犯者数現状値1,061人）

（2）計画の重点課題

県の計画では、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題を基に、次の5つを重点課題に位置付けるものとします。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情を理解するための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

(3) 今後取り組んでいく施策

上記の5つの重点課題について、国の再犯防止推進計画における取組を勘案しつつ、本県における現状と課題および具体的な取組を、別紙「「三重県再犯防止推進計画」における施策」のとおり記載します。

4 計画策定のポイント

(1) 県で行われている取組の紹介および推進等

再犯の防止等の観点で現在行われている取組を紹介し、引き続き取組を支援します。

以下の本県における取組については、「トピックス」として記載します。

①就労支援

犯罪をした者に係る市職員としての雇用、犯罪をした者を雇用する民間の協力雇用主制度（施策1（1））

②女性活躍

更生保護女性会の活動（施策5（1））

③宮川医療少年院

宮川医療少年院の取組（施策3）

④高齢者・障がい者

三重県地域生活定着センターの取組（施策2（1））

⑤犯罪被害者

犯罪被害者等の心情を理解する取組（施策4）

また、これまでの再犯防止の取組では支援が行き届いていない、満期出所者や起訴猶予者等※の刑事司法手続を終了した者に対する取組についても推進します。

※起訴猶予者や単純猶予者等、犯罪や非行の事実は認められたものの、矯正施設や保護観察所における指導等を受けないこととなった者

(2) 推進体制

刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、市町や市町社会福祉協議会、犯罪・再犯の防止や更生保護に取り組む関係民間団体等との連携を図るとともに、警察本部や教育委員会を含む県の関係部局間の体制も整えながら、施策を効果的に推進するものとします。

〔国の関係機関〕

津地方検察庁、三重刑務所、宮川医療少年院、津少年鑑別所、津保護観察所

〔県〕

県警察本部、県教育委員会、県関係部局

〔市町等〕

各市町、市町社会福祉協議会

〔関係民間団体等〕

更生保護法人三重県更生保護事業協会、更生保護法人三重県保護会、三重県保護司会連合会（および16の保護区・保護司会）、三重県更生保護女性連盟（および14の地区会）、三重県BBS連盟（および6つの地区会）、NPO法人三重県就労支援事業者機構、協力雇用主会、三重弁護士会、NPO法人三重ダルク、一般社団法人三重県社会福祉士会（三重県地域生活定着支援センター）、自立準備ホーム（津保護観察所に登録のNPO法人等）、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 等

5 今後の予定

- 令和元年 12月 常任委員会（中間案）
パブリックコメント実施
令和2年 2月 社会福祉審議会（最終案）
3月 常任委員会（最終案）
計画の策定

【別紙】「三重県再犯防止推進計画」における施策

1	就労・住居の確保等のための取組
	(1) 就労の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ① 就職に向けた相談・支援等の充実 ② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上 ③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用 ④ 関係機関・団体との連携強化
	(2) 住居の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ① 公営住宅への（優先）入居の促進 ② 更生保護施設に対する援助・協力
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
	(1) 高齢者又は障害者等への支援等 <ul style="list-style-type: none"> ① 保健医療・福祉サービスの提供 ② 関係機関・団体との連携の強化 ③ 地域福祉支援計画策定への対応
	(2) 薬物依存を有する者への支援等 <ul style="list-style-type: none"> ① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組 ② 関係機関との連携 ③ 薬物事犯者の家族に対する支援 ④ 民間団体への支援 ⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の非行の未然防止等 ② 学校等と連携した立ち直り支援 ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情を理解するための取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 少年・若年者に対する支援等 ② 女性の抱える問題に応じた支援等 ③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等 ④ その他様々な問題を抱える犯罪をした者等に対する支援等 ⑤ 犯罪をした者等の家族等に対する支援等 ⑥ 犯罪被害者等の心情を理解する取組
5	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間協力者の活動の促進等 <ul style="list-style-type: none"> ① 民間ボランティアの確保 ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 ③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等 (2) 広報・啓発活動の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 ② 民間協力者に対する表彰

三重県再犯防止推進計画の基本的な考え方

全国刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率は上昇傾向

三重県の状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検挙人数	2, 447人	2, 278人	2, 159人	2, 193人
再犯者	1, 121人	1, 049人	1, 063人	1, 061人
再犯者率	45.8%	46.0%	49.2%	48.4%

国：再犯防止推進法制定（平成28年12月）、再犯防止推進計画の策定（平成29年12月）
※県及び市町に再犯防止計画の策定努力義務化

- 再犯の背景には複雑な要因
- 出所後に「仕事」や「住居」がなく、社会的に孤立し、悪循環に陥っているというデータ

三重県再犯防止推進計画の策定

基本理念「犯罪や非行をした者を孤立させない」

①就労・住居の確保

②保健医療・福祉
サービス利用の促進

③学校等と連携した
修学支援の実施等

④犯罪をした者等の特性に
応じた効果的な指導及び犯
罪被害者等の心情を理解す
る取組

⑤民間協力者の活動
等、広報・啓発活動
等

国・県・市町・関係団体連携した推進体制

【所管事項説明】

15 「県有施設のUD整備指針」（仮称）の策定に係る取組について

1 経緯

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（平成11年施行。以下「UD条例」という。）に基づき、約20年にわたり、ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）のまちづくりを進めてきました。平成30年には「障がいの有無にかかわらずだれもが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行され、多様な主体の社会参加を進めようとしており、暮らしやすいまち、使いやすい建物づくりへの期待が一層高まっています。

その模範となるべき県有施設については、よりUDに配慮され、すべての人が使いやすい状況にあることが必要です。

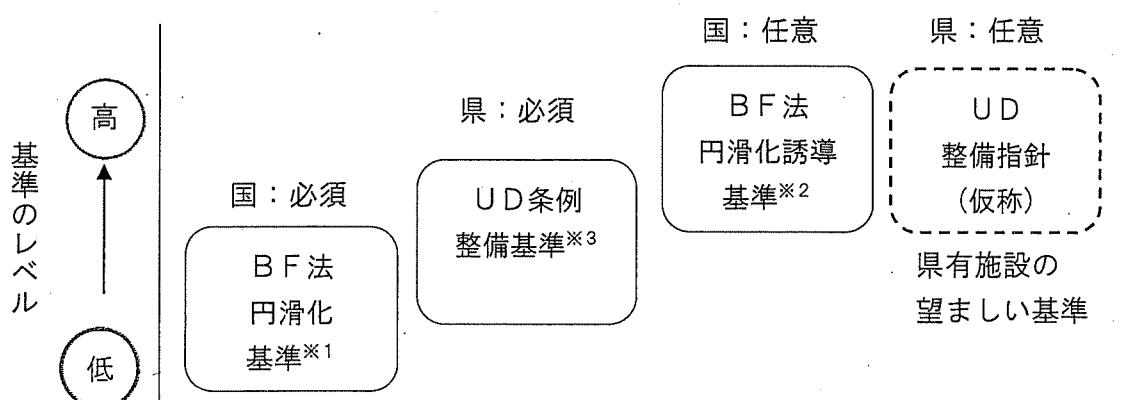
このため、「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019—2022）」においては、県有施設におけるUDの施設づくりやバリアフリー化のさらなる促進に向けて、既存施設の現状を調査・評価したうえで県の施設として求められる望ましい整備の基準を示した指針である「県有施設のUD整備指針」（仮称）（以下「UD整備指針」という。）を作成することを、重点的な取組としたところです。

2 目的

（1）県有施設におけるUDの施設づくりやバリアフリー化の促進

だれもが利用しやすい施設となるよう、各県有施設でのバリアフリー化の状況を調査・評価し、改善に向けた助言や優良事例を紹介し、今後の改修等の参考にします。

あわせて、この調査結果をもとに、現行のUD条例の整備基準に加えて「望ましい整備の基準」を示し、今後の県有施設の新築等において、整備基準よりさらにUDに配慮した施設づくりの方向性を明らかにします。なお、UD整備指針に掲載する項目や内容については、調査結果をふまえ、検討を進めていきます。



※1 B F 法円滑化基準

バリアフリー法第14条により、2,000 m²以上の商業施設等(公衆便所は50 m²以上)を新築等する場合に、適合させなければいけない基準。

※2 B F 法円滑化誘導基準

バリアフリー法第17条により、商業施設等の新築等の認定をするために満たさなければいけない基準で、円滑化基準よりも厳しい内容。認定申請は任意。

※3 UD条例整備基準

商業施設等を新築等する場合に、適合させなければいけない基準。対象用途や面積がB F 法円滑化基準に比べて幅広く、小規模な施設も対象となる。

(2) 市町・民間施設等への展開

県有施設だけでなく、市町・民間施設等身近な施設への展開を進めるため、市町・民間団体等に対してUD整備指針の周知を行い、県職員、市町職員、事業者の「施設のUD化」を進めようという意識の向上を図ります。

3 県有施設の状況

県有施設は、そのほとんどが平成11年施行のUD条例施行前に建築されています。UD条例では、県の責務として、「自ら設置し、または管理する施設等について、障がい者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする」(第3条)と規定するとともに、公共的施設の所有者等の責務として「整備基準に適合させること」(第18条第2項)が求められているところです。

UD条例施行前に建築された県有施設のバリアフリー化は、必要に応じて各施設において個々に改修や改善を行っており、内容や時期が異なることから、県において、その現状を一体的に把握する必要があります。

4 県有施設の調査・評価の実施について

障がい者、高齢者等を含めた不特定多数の来庁がある県有施設を選定し、調査・評価を行い、UD整備指針作成の基礎資料とします。

(1) 対象施設

障がい者、高齢者等を含めた不特定多数の来庁があり、UDへの配慮が必要と思われる県有施設。

(2) 調査方法

①現地調査 17箇所

対象施設のうち、特に来庁者が多い以下の施設に対して、地域福祉課職員、施設管理担当者等による現地調査を実施します。

- ・県庁舎 (11箇所)
- ・総合文化センター
- ・県立美術館
- ・みえこどもの城

- ・障害者相談支援センター
- ・三重県総合博物館※
- ・県伊勢庁舎※

※B-F法円滑化基準およびUD条例整備基準適合施設（以下「UD条例等適合施設」という。）で、優良事例として共有するため、調査します。

（調査対象外とする施設）

- ・UD条例等適合施設の「子ども心身発達医療センター」は書面で確認済
- ・平成30年度に実施したとこわか大会開催場所のバリアフリー調査において、確認・フィードバック済のため除外（三重交通Gスポーツの杜伊勢（当該施設のうち「陸上競技場」のみUD条例等適合施設）、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿、県営サンアリーナ）

②自己点検調査 59箇所

①以外の単独事務所や警察署などの施設は、各施設管理者において自己点検します。

（3）調査・評価等の考え方

調査は、一方的な施設のあら探しに終わらないように、ハード整備とソフト面の取組状況について施設管理者の意見も聴きながら行います。そのうえで、当該施設が、効果的・効率的に、よりUDに近づくための方向性を示す評価を、施設管理者の気づきや理解を得た上でまとめていきます。

（4）調査項目

UD条例の整備基準（建築物）をベースとして、施設へのアクセス方法、駐車場、敷地内通路、出入口、多機能トイレ、廊下、階段、案内板等の調査します。

主な調査項目	調査・評価のポイント	UD条例整備基準
駐車場	・おもいやり駐車区画や車いす使用者用駐車区画が整備されているか	・駐車区画を設ける場合は、車いす使用者用駐車区画を設置しなければいけない
敷地の入り口から建物までの経路	・出入口の幅は通りやすいか ・段差はあるか ・スロープの構造は使いやすいか	・外部出入口は90cm以上 ・各室出入口は80cm以上 ・段差は解消する ・勾配は1/12以下とする
多機能トイレ	・車いす使用者にとって、使いやすい構造になっているか	・直径150cmの円が内接でき、かつ便器前方に120cm以上の距離がある空間を設ける ・必要な付属設備を設ける
エレベーター	・車いす使用者にとって、使いやすい構造になっているか	・かごの幅は140cm以上 ・かごの奥行は135cm以上 ・鏡、手すり、制御装置等を設ける

(5) 調査結果・評価の公表

今後の改修等に役立てるため、評価対象施設全体の概要として、ハード整備やソフト対策の優良事例を取りまとめ、施設管理者へフィードバックします。

また、調査で得た県有施設のバリアフリー化の状況については、高齢者や障がい者等が訪れる前に確認できるように、ホームページで情報発信していきます。

5 実施状況と今後の予定

UD整備指針の作成等については「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」(以下「UD推進協議会」という。)の意見等を聴きながら進めます。

令和元年 7~10月 調査・点検の実施

10月中旬以降 UD推進協議会、UD団体との会議

11~12月 調査結果の取りまとめ

令和2年 3月 常任委員会（調査結果報告）

UD推進協議会（調査結果報告）

調査結果のフィードバック、ホームページでの公表

4月以降 UD推進協議会の意見等を聴きながら、令和2年度
中にUD整備指針策定・公表

【所管事項説明】

16 指定管理制度にかかる報告について

1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条に基づき、「平成30年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成27年4月1日～ 令和2年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・センターの事業に関する業務
(生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務)
 - ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の收受等に関する業務
 - ・センターの維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率	80%	74.4%
地域生活移行率	50%	94.4%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

- ・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、個別支援計画に基づくニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行った結果、日中活動系サービス利用率は74.4%となり、前年度より増加した。成果目標は80%であることから、業務改善等を行い、目標を達成することが望まれる。
- ・地域生活移行率は94.4%であり、成果目標の50%を大きく上回り、通過型訓練施設としての役割を果たしている。
- ・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭の参加人数は合計3,220名となり、指定管理者が設定した成果目標2,500名を2割以上上回っている。
- ・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し94%となり、平成29年度を上回っている。
- ・管理業務に係る経費の収支バランスを考慮しながら、適切に施設の維持管理を実施している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。
 - ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。
 - ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
 - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
図書等の貸出数	77,000タイトル	83,566タイトル
生活訓練の参加者数	470人	472人

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

- ・図書館業務については、より多くの分野の蔵書を増やすことに努め、点訳・音訳刊行物の制作数の目標を達成した。また、成果目標である図書等の貸出数についても目標を達成した。
- ・生活訓練については、個々のニーズに応じたさまざまな個別訓練を実施しており、参加者数の目標を達成している。
- ・点訳・音訳奉仕員の養成については、指定管理者が設定した成果目標を達成できておらず、さらなる取組が必要である。

以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。

今後は、近年、利用が増加しているサピエ図書館（点字図書や録音図書の書誌データベース）への対応等、視覚障害者のニーズに応じたサービスの提供を図るとともに、目標を達成していない点訳・音訳奉仕員の養成については、さらなる広報の実施等、受講者数の増加に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会
- ②指定の期間：平成27年4月1日～令和2年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。
 - ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。
 - ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。
 - ・災害発生時における被災者支援に関すること。
 - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
施設利用者数	3,700人	4,656人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員のスキルアップ研修 受講申込者数	360人	395人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員の年間総派遣時間	2,400時間	2,157.5時間
情報発信回数	48回	149回
災害時における避難行動要支援者に関する協定数	10市町	10市町

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	B		

<総括的な評価>

- ・成果目標5項目のうち、4項目において目標を達成した。
- ・聴覚障がい者に関する情報発信を頻繁に行うとともに、利用者の要望に基づいて助聴器や窓口用磁気ループ等聽こえを支援する機器を設置するなど、県民サービスの向上に向けて意欲的に取り組んでいる。
- ・交流会や障がい者スポーツ体験などを実施し、障がい者への理解促進に向けた取組を積極的に行っていている。
- ・他の機関が実施するイベントにおいてパネル展示や出張相談を実施するなど、センターの利用促進に向けて意欲的に取り組み、施設利用者数が前年度から増加している。

以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

成果目標を達成していない手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間派遣時間数については、派遣を促進するため、ホームページや広報紙等を利用して、イベント主催者・団体や県民に対して聴覚障がい者等への情報保障の重要性を啓発していく必要がある。

みえこどもの城

1 施設の概要

- ①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
- ②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務
 - ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務
 - ・みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務
 - ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	216,812人
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	92回
利用者の満足度	80%	92%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	A		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	A		

<総括的な評価>

- ・第3期みえこどもの城指定管理事業計画に基づき、安全・安心な施設運営や施設機能の効率的かつ効果的な活用をしていると判断できる。また、企業、大学、団体、ボランティア等地域社会との協働により、サービス内容の充実と多様化や、大人と子どもの交流機会の創出等により、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに貢献している。特に、SNS時代に相応しい情報媒体コンテンツを駆使し、より効果的かつ魅力的な情報発信を実施したことは評価できる。
 - ・3つの成果目標（年間総利用者数、児童健全育成拠点事業実施回数及び利用者の満足度）をすべて達成した。特に、年間総利用者数については、利用者アンケートを通じたイベント企画への反映や開館30周年記念イベント等、定期的に話題性がある事業を発信したことから目標を達成することができた。
 - ・指定管理者が独自に設定した15の成果目標はすべての項目で達成しており、業務計画を順調に実施していると判断する。
 - ・昨年度は県有施設に係る建築基準法に基づく特定建築物の法定点検が未実施であったことから早急に法定点検を実施した結果、特段の問題はなかった。
- 以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。
今後も、指定管理者が有する経験やノウハウを生かした創意工夫によって、みえこどもの城の魅力向上につながるように一層取り組む必要がある。

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要

①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

②指定の期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日

③管理業務の内容

- ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
- ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。
- ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。
- ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
- ・母子家庭等の生活の向上を図るために講習会、講演会を開催すること。
- ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に發揮するために必要な事業を実施すること。

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績	30件	10件
相談（就業・生活等）件数	300件	332件
就業支援講習会参加者数	60人	90人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

- ・各種相談事業の状況は、一般相談及び就労相談が、電話178件・メール34件・来所106件・郵送5件（平成29年度電話227件・メール1件・来所127件）であった。また、弁護士による専門相談が9件（平成29年度14件）と、相談合計件数は332件であったことから、成果目標（300件）を達成することができた。
- ・求人件数は565件（H29年度296件）であり、大幅に増加したものの就業実績については10件であり、成果目標（30件）は達成できなかった。
- ・就業支援講習会参加者数については、パソコンと簿記の技能講習会のほか、ビジネスマナー研修会やハローワークと共に就労に関する研修会を開催し、成果目標（60人）を達成することができた。
- ・ひとり親家庭情報交換会については、県内5地域において実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後も、参加しやすさを考慮し、県内5地域での実施を継続するとともに、交流会の拡大が期待される。
- ・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障がないよう対応することが必要である。
- 以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

2 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定過程について

(1) 概要

三重県聴覚障害者支援センターの令和2年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者等による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

(2) 進捗状況

7月30日	第1回選定委員会の開催 ・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・審査項目及び採点方法、採点基準の決定
8月6日～8月16日	募集要項の配布
8月23日	現地説明会の開催
9月2日～9月9日	申請の受付
10月9日	第2回選定委員会の開催 ・申請者のヒアリング及び審査 ・指定管理候補者の決定

(3) 申請の受付状況

①申請者の名称

一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子
(三重県津市桜橋二丁目131番地)

②事業計画書の要旨(申請者が作成したもの)

P74～77のとおり

(4) 選定委員の氏名及び役職名

委員長 武田 誠一 (三重短期大学准教授)
委員 高井 幹雄 (三重弁護士会推薦弁護士)
委員 坂口 知子 (東海税理士会津支部推薦税理士)
委員 辻 めぐみ (手話通訳者)
委員 赤坂 知之 (公募)

(5) 今後の予定

①指定管理者の指定

令和元年定例会 11月定例月会議に、指定管理者の選定に関する議案を提出
予定

②協定締結

令和2年3月

③指定管理者の指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

三重県聴覚障害者支援センター指定管理者審査基準

三重県聴覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」及び配点ウエイトは、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数に、配点ウエイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。

※ 例 「審査基準」1の場合 「審査内容」4項目の評価点合計が15点の場合
 $15 \text{点} \times 10 \text{ (配点ウエイト)} / 20 \text{ (満点数)} = 7.5 \text{点}$ (小数点第2位以下四捨五入)

- ④ 過半数以上の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。
- ⑦ 評価
 - 評価点数5 この提案は、かなり優れている
 - 評価点数4 この提案は、優れている
 - 評価点数3 この提案は、標準的である
 - 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
 - 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県聴覚障害者支援センター審査基準(配点表)

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5		
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5		
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5		
県民(利用者)の平等な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5		

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (15)
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか	1	2	3	4	5		
	施設等の破損個所・不良個所等の点検やその対応方針が明確か	1	2	3	4	5		
適切な運営管理の確保	緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か	1	2	3	4	5		
	個人情報保護の体制は適正か	1	2	3	4	5		
	環境に配慮した管理運営や取組がなされているか	1	2	3	4	5		

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (45)
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか	1	2	3	4	5		
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5		
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
	広く県民に対する情報提供(広報等)や情報発信について具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5		
	施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5		
	達成目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5		

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
施設の管理にかかる経費の節減	具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か	1	2	3	4	5		
	事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか	1	2	3	4	5		

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (20)
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5		
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5		
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5		

合計

三重県聴覚障害者支援センター事業計画要旨

申請者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会

1. 三重県聴覚障害者支援センターの運営上の基本方針

- 聴覚障害者が地域社会や日常生活で抱える意思疎通の障壁を解消し、聞こえる人と聞こえない人が心のバリアをなくし、お互いに尊重し合いながら、地域社会と共に暮らせるよう取り組みます。
- 聴覚障害者一人ひとりが「生きがい」を感じ、「生活の質（QOL）」を高め、地域社会で活躍できるよう、意思疎通支援や相談支援、災害支援活動を通して、支援を行います。
- 聴覚障害者や県民の視点に立った運営を行い、共生社会の実現のため、三重県の社会資源としての役割を自覚し、事業を総合的かつ計画的に進めます。

2. 維持管理運営、事業実施に係る総合的な基本方針

センターの管理運営にあたり、聴覚障害者及び聴覚障害当事者団体、県民等からの要望や意見を集約し、適切に運営及び事業に反映させ、サービス提供の向上に努めます。

また、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「三重県手話言語条例」の理念に基づく共生社会の実現のため、地域社会に聴覚障害者に対する理解を深めるための取り組みの推進や、地域や関係機関、団体等と連携を図り、幅広い視野を持って支援できるよう、センターの専門性の向上や自己研鑽に努めます。

なお、県民の平等かつ公平な利用の機会が確保された施設運営の責務を果たすため、センター事業の周知や苦情、要望への対応、センター利用の利便性の向上に取り組んでいきます。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設利用者数	4, 500人	4, 550人	4, 600人	4, 650人	4, 700人
情報発信数	240回	240回	240回	240回	240回

3. 達成目標及び事業の実施計画

(1) 字幕映像ライブラリー作品の制作・貸出事業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
制作本数	24本	24本	24本	24本	24本
貸出本数	400本	400本	400本	400本	400本

(2) 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員養成事業

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
手話通訳者養成講座	毎年度開催				
要約筆記者養成講座	隔年度開催				
盲ろう者通訳・介助員養成講座	隔年度開催				
手話通訳者現任研修	3回	3回	3回	3回	3回
要約筆記者現任研修	3回	3回	3回	3回	3回
盲ろう者通訳・介助員現任研修	2回	2回	2回	2回	2回
手話通訳者統一試験強化学習会	2回	2回	2回	2回	2回
全国統一要約筆記者認定試験強化学習会	2回	2回	2回	2回	2回
頸肩腕障がい対策等の健康管理学習会	1回	1回	1回	1回	1回
スキルアップ研修受講者数	360 人				

(3) 手話通訳者等・盲ろう者通訳・介助員派遣事業

手話通訳者等及び盲ろう者介助員の登録や派遣等の事業を行い、三重県内の手話通訳者等派遣の要となるセンター的機能的を果たします。(年度目標：手話通訳者等及び盲ろう者通訳・介助員の総派遣時間：年 2,500 時間)

(4) 地域生活支援、各種相談事業、生活訓練事業

聴覚障害者が地域で暮らすにあたり、社会的障壁によってどのような困りごとや痛みがあるのかに気づき、また県民と聴覚障がい者と共に学びながら対話する機会を提供することで、双方が地域で共生できる社会づくりを推進します。

また、聴覚障害者の日常生活に関する相談などに対応できるよう、聴覚障害者当事者であり、相談支援の技術を身につけている聴覚障害者相談員を配置します。なお、遠隔地等の理由により移動困難である聴覚障害者等からの相談に対応できるよう、I C T(テレビ電話等)を活用した遠隔相談を行います。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定期相談	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
遠隔相談	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
生活訓練	年間 7 日				

(5) 災害発生時における被災者支援に関する事業

被災聴覚障害者への安否確認や支援活動を行うため、平常時から県内市町や企業に災害に関する協定の締結を働きかけます。また、聴覚障害者災害支援サポーターの登録を推進します。

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
サポーター登録	100 人				

(6) 地域活動の活性化

また、県内各地域で活動する聴覚障害者団体や支援団体等の、双方の交流や情報交換を促進するため、「センターまつり」行事を開催し、地域活動団体の活性化を図ります。また、全国や県内の聴覚障害等に関する情報を収集し、それを聴覚障害者団体または手話サークル等に提供し、地域活動団体の活性化を図ります。

4. センターの活用による県民サービスの向上に関する事項

(1) 施設の機能を活用した県民サービスの向上につながる自主事業の実施

聴覚障害者と意思疎通を図る必要がある企業や団体からの手話通訳者等の派遣依頼に応じて、手話通訳者等の派遣を行います。また、手話通訳者等の派遣コーディネートを行う担当者が設置できない市町から委託を受けて派遣業務を行います。

(2) 利用者の増加につながる具体的な取組について

①利用満足度の高いコミュニケーション対応環境の構築

聴覚障害者のそれぞれのコミュニケーション手段に対し、手話、筆談等で対応ができるよう、窓口に磁気ループや会話補助装置、筆談ボードの複数設置や、職員が手話や筆談で応対できる環境を整えます。

②センターパンフレットの作成と配布

センターの概要や事業内容を紹介したセンターパンフレットを、自治体や公共施設、福祉機関、補聴器代理店や耳鼻科のある病院に配布することで、センターの周知及び利用促進を図ります。

③談話スペースの活用、視聴

談話スペースを設け、机、椅子、聴覚障害関連書籍棚、字幕映像ライブラリー作品棚の設置、また障害者放送通信機構が放送する「手話と字幕の番組目で聴くテレビ」の視聴ができるよう、環境を整えます。

④センターの特性を活かした利用促進

聴覚障害者団体や支援団体等にボランティア作業室や研修室、印刷機や紙折機を貸し出し、施設の有効利用を図ります。

⑤研修の場の提供と活用促進

聴覚障害への理解や啓発の更なる促進を図るために、センター見学や聴覚障害についての体験や講義を中心とした課外授業や研修等の実施を教育機関に働きかけ、研修の場を提供します。

(3) 利用者の声の把握と管理運営への反映方策について

アンケートを実施し、利用者からの意見・要望や苦情等を気軽に受け取れるようにし、センター事業に反映または改善に努めています。また、聴覚障害当事者や支援者の意見を反映できるように努め、平等かつ公平・公正な利用の確保や運営に努めているかどうかについて自己評価を行います。

5. 施設の管理運営にかかる経費の節減に関する事項

(1) コスト削減の考え方

①業務の効率化と軽減化

適切な職員配置及び情報の一元化により、業務の効率化を推進させ、業務品質を低下させることなく、事務処理の減量・効率化に取り組みます。

②物品調達や設備の維持管理等における経費節減

物品調達においては競合を原則としていることで調達費用を抑えたり、節電や節水等に取り組み、職員一人ひとりがコスト削減に努めます。

③施設や設備、機器の長寿化による経費削減

施設や設備、機器の経年劣化をできるだけ抑える長寿化に取り組み、不具合の早期発見や修繕を実施し、修繕費用の経費削減に努めます。

6. 運営体制

職名	雇用形態	勤務形態	業務内容	資格
センター長	正規（1名）	常勤	運営全般等	
センター主任	正規（1名）	常勤	業務全般管理等	
派遣・養成担当	正規（1名） 臨時（1名）	常勤 非常勤	手話通訳者等及び 盲ろう者介助員の 派遣と養成	手話通訳者等及び 盲ろう者介助員の 資格
相談支援担当	臨時（1名）	非常勤	相談支援	相談員
生活支援担当	臨時（1名）	非常勤	生活・災害支援	
事務担当	臨時（1名）	非常勤	会計業務等	

7. 収支計画書

収入の部	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度～6年度 合計
指定管理料	29,790,000	29,790,000	29,790,000	29,790,000	29,790,000	148,950,000
自主事業料	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	16,000,000
収入合計	32,990,000	32,990,000	32,990,000	32,990,000	32,990,000	164,950,000

支出の部	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度～6年度 合計
人件費	14,920,000	14,920,000	14,920,000	14,920,000	14,920,000	74,600,000
管理費	3,050,000	3,050,000	3,050,000	3,050,000	3,050,000	15,250,000
事業費	15,020,000	15,020,000	15,020,000	15,020,000	15,020,000	75,100,000
支出合計	32,990,000	32,990,000	32,990,000	32,990,000	32,990,000	164,950,000

【所管事項説明】

17 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年6月3日～令和元年9月17日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和元年6月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 近藤 峰生 他3名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	12名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年6月27日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 3 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	令和元年7月12日
3 委員	会長 仲 律子 委 員 秋元 卓雄 他12名
4 諮問事項	1 有害興行の指定 2 青少年を自画撮り被害から守る対策について 3 インターネットに係る啓発状況について
5 調査審議結果	上記諮問事項について説明し、意見交換を行った結果、青少年を自画撮り被害から守るために、青少年健全育成条例の一部改正を行うことで賛同が得られた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年7月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	令和元年7月23日
3 委員	部会長 安田 和夫 委 員 深川 誠子 他6名
4 諮問事項	三重県手話施策推進計画の取組状況について
5 調査審議結果	三重県手話施策推進計画の取組状況について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和元年7月30日
3 委員	会 長 岡本 陽子 委 員 田口 鉄久 他13名
4 諮問事項	1 子育て安心プラン実施計画における保育の利用状況と今後の取組について 2 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて 3 人材確保と質の向上について 4 地域子ども・子育て支援事業について 5 第2期「子ども・子育て支援事業支援計画」（仮称）の策定について
5 調査審議結果	各事項についてその取組等を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和元年7月30日
3 委員	委員長 武田 誠一 委員 高井 幹雄 他3名
4 諮問事項	三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	審査基準及び配点表（案）について審議を行い、原案どおりとすることが適切であるとの結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和元年8月2日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 乾 光哉 他10名
4 諮問事項	1 「三重県地域福祉支援計画」（仮称）策定方針案について 2 「三重県再犯防止推進計画」（仮称）策定方針案について 3 民生委員・児童委員の一斉改選について 4 「三重県青少年健全育成条例」の改正について 5 「三重県子ども条例」に基づく施策の実施状況等の報告について 6 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について 7 「子ども・子育て支援事業支援計画」の改定について 8 「子どもを虐待から守る条例」の改正について 9 「三重県社会的養育推進計画」の策定について 10 「三重県子どもの貧困対策計画」の改定について 11 「三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画」の改定について 12 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の全面施行に伴う相談体制、紛争解決を図る体制の強化について
5 調査審議結果	各事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和元年8月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	13名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年8月22日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 松岡 典子 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和元年9月6日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和元年9月6日
3 委員	会長 藤原 正範 委員 宇佐美 直樹 他14名
4 諮問事項	1 保育所認可等部会の審議内容の報告について 2 里親審査部会の審議内容の報告について 3 子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書及び条例の改正について 4 三重県家庭的養護推進計画の進捗状況と三重県社会的養育推進計画の策定について 5 三重県子どもの貧困対策計画の進捗状況と次期計画の策定について 6 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況と次期計画の策定について
5 調査審議結果	上記の事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会
2 開催年月日	令和元年9月10日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 乾 光哉 他3名
4 諮問事項	令和元年度一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の審査について
5 調査審議結果	令和元年12月1日に改選される民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者3, 614人を適任とした。
6 備考	